

平成27年

福祉文教委員会

12月10日

豊明市議会

福 祉 文 教 委 員 会 会 議 録

平成27年12月10日

午前10時00分 開会

午後 5 時17分 閉会

1. 出席委員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 近 藤 善 人 | 副委員長 | 近 藤 郁 子 |
| 委員 | 郷右近 修 | 委員 | 鵜 飼 貞 雄 |
| 委員 | 蟹 井 智 行 | 委員 | 宮 本 英 彦 |
| 委員 | 山 盛 さちえ | | |
| 議長 | 月 岡 修 一 | | |

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

| | | | |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 石 川 晃 二 | 議事課長 | 馬 場 秀 樹 |
| 議事担当係長 | 水 野 美 樹 | 議事課主事 | 川 口 真 也 |

4. 説明のため出席した者の職、氏名

| | | | |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 市 長 | 小 浮 正 典 | 教 育 長 | 市 野 光 信 |
| 健康福祉部長 | 原 田 一 也 | 教 育 部 長 | 加 藤 賢 司 |
| 社会福祉課長 | 中 村 泰 正 | 高齢者福祉課長 | 藤 井 和 久 |
| 児童福祉課長 | 高 木 安 司 | 指 導 保 育 士 | 村 上 祥 子 |
| 保険医療課長 | 浅 井 俊 一 | 健康推進課長 | 加 藤 育 子 |
| 学校教育課長 | 堀 井 浩 二 | 指 導 室 長 | 下 出 修 史 |
| 生涯学習課長 | 樋 口 進 | 社会福祉課長補佐 | 濱 島 早代江 |
| 高齢者福祉課長補佐 | 水 野 好 枝 | 児童福祉課長補佐 | 岡 田 恵 子 |
| 児童福祉課長補佐 | 野 田 勇 樹 | 保険医療課長補佐 | 青 木 由美枝 |
| 健康推進課長補佐 | 二 宮 眞由美 | 学校教育課長補佐 | 濱 島 英 生 |
| 生涯学習課長補佐 | 塚 本 由 佳 | | |

5. 傍聴議員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 清 水 義 昭 | 富 永 秀 一 | 近 藤 裕 英 | 後 藤 学 |
| ふじえ 真理子 | 近 藤 千 鶴 | 早 川 直 彦 | 杉 浦 光 男 |

村 山 金 敏 三 浦 桂 司 一 色 美 智 子

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○福祉文教委員長（近藤善人議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の福祉文教委員会に付託されました案件、12議案でございます。慎重な審査をいただきますよう、どうぞよろしくをお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いいたします。

○議長（月岡修一議員） 皆さん、おはようございます。

きょうは議案が多いんですけども、時間を気にせずしっかりと議論を尽くしてください。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここで、お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係ない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席をお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 本日の傍聴については申し合わせに従い15名以内を委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、今定例会議より、委員会における質疑に対する当局からの反問権の適用が変更されました。当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第59号 豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館の指定管理者の指定についてと議案第60号 豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館の指

定管理者の指定については関連がありますので一括議題としたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 御異議ありませんので、議案第59号と議案第60号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第59号と議案第60号について、理事者の説明を求めます。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長(高木安司君) それでは、議案第59号 豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館の指定管理者の指定について説明します。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館です。

指定管理者となる団体は、団体の所在地、大阪市北区芝田二丁目6番30号、団体名、セリオ・ALSOKビルサービス共同事業体、代表者の指名は、代表取締役、若濱 久です。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間とします。

この案を提出するのは、豊明市二村児童館及び豊明市大宮児童館を管理する指定管理者を指定するために必要があるからです。

以上で議案第59号の説明を終わります。

引き続きまして、議案第60号 豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館の指定管理者の指定について説明します。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求めるものです。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館です。

指定管理者となる団体は、団体の所在地、東京都渋谷区広尾五丁目6番6号、団体名、株式会社ポピンズ、代表者氏名は、代表取締役社長、裏 紀子です。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間です。

この案を提出するのは、豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館を管理する指定管理者を指定するために必要があるからです。

以上で議案第60号の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、59号と60号、ちょっと重複した形で質疑いたします。

こちらは、指定管理者となる団体なのですが、大阪とあと東京というふうになっておりますが、こちらの支店もしくは支社というのは、県内にある団体なのでしょうか。お願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まず、株式会社ポピンズは県内にございます。セリオ・ALSOKビルサービス共同事業体につきましては、今、こちらのほうに拠点がなかったものですから、この事業のために名古屋市のほうに支店をつくる準備を進めています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

○鵜飼貞雄委員 関連です。

では、59号なのですが、二村児童館と大宮児童館、こちらの指定管理者となる団体のALSOKというのは、恐らく警備会社を母体にされる、そのビルサービスの会社だと思っておりますが、その会社のそういった、何か特色を生かしたサービスというか、メリットというのは、何か具体的に出ていますでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） ALSOKからは、当然、警備会社がもともと本体でございますので、施設の管理についてはもうプロといえばプロでございますし、事業としましても安心・安全ということで、心肺蘇生術だとか、あと、防犯教室、そういったものの御提案があります。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 指定管理者を選ぶに当たっては、いろいろと採点基準というか、そういった項目があったと思います。この指定管理に名乗りを上げられた事業者さんの各採点項目ごとの点数の一覧がいただけたらありがたいのですが、できれば口頭ではなく資料で

御提示いただきたいんですけど、59号、60号をあわせて資料請求をお願いしたいんですが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ただいま山盛委員から業者の採点表についての資料請求がありました。当局において用意できますでしょうか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 用意はできますが、項目ごとに集計がしてありませんので、合計点で審査しておりますので、もしやられるとなると1時間ぐらい欲しいんですが、時間は。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 その資料を用意していただいている間にこの59号、60号の質疑は続けることは、課長はできますか。

（できますの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに御異議ありませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今、課長からの御答弁で1時間ほど資料が出るまでに時間がかかるということなんですけれども、もうこの59号、60号を今から進めるとしましても、恐らく1時間かからなかった場合、どのような対応になるのか、そのあたりをちょっと明確にしてください。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員にお尋ねします。その賛否に必ず必要な資料ですかね。

○山盛さちえ委員 はい。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） では、ここで採決をとりたいと思います。

資料請求をするという方の挙手、賛成の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。賛成少数ですので、資料請求はないということです。

それでは、進めます。

ほかに質疑ある。

宮本委員。

○宮本英彦委員 資料請求で出せないということであるのなら、口頭でお願いしたいと思います。

セリオ・ALSOKとポピンズ、ここを決定というか評価した点数の表は先ほど資料で

出せないということですけど、口頭で結構ですけど、本会議の質疑でもありましたけど、もう一度、再度、質疑をさせていただきますけど、選んだ最大の理由、決定事項、そこを評価した理由をセリオとポピンズをあわせて、異なっているということのメリットとデメリット、これもあるかと思えますけれど、その点についてお尋ねします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 部長が議会でも答弁しましたように、審査基準表につきましては、施設の効用を最大限に発揮して利用者のサービスの向上を図るところと、管理を安定して行う人的な物的な能力を有しているかということを中心に委員さんに採点してもらいまして、合計点で総合的にこの2者を決めたということになっております。

今、委員が言われるように、2者に分けてどういうふうに違うのだということがありましたが、内容につきましては、それぞれ事業のサービスの特色がありまして、その中で選んだわけでありまして、今後、例えば、同じサービスをやられるとといった、独自サービス、例えば、専門の指導員と呼ばれるとか、そういうこともあったとしても、会社によってやり方が違うかと思いますので、その辺が特色が出てくるんじゃないかなというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 関連。

それぞれの事業のサービスの特色があるということで決められたということですので、その事業サービスの特色を教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まず、ALSOKさんにつきましては、先ほど鶴飼委員からもありましたとおり、安全・安心ということで、防犯教室ですとか、心肺蘇生術だとか、あと、そういったものと、体育指導員を呼んだ形でということで事業提案をされています。

ポピンズのほうにつきましては、同じようにそういう指導員を呼ぶんですけど、あと、親子を対象としたベビーマッサージですとか、そういった女性の起業支援まで相談に乗るということをお聞きしております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ALSOKは安心・安全、防犯、会社そのものなんですけど、そのことと、児童館、要するに、児童館運営の実績とか、児童館を運営するに当たっての特色というのはそれだけなんですか。今まで過去の実績とか、他の行政の管理をしている実績とか、そういうところの評価はないのでしょうか。

同じように、ポピンズについても、他の行政、自治体のそういうような実績を高く評価したとか、そういう実績の評価はないんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 言われるとおり、当然、他社、大阪が例えばセリオですと主体ですので、大阪でも事業運営をしておりますので、そこの評価もしております。

ポピンズにつきましても、全国的に東京を中心にやっておりますので、そういった過去の実績も当然評価して、今回選んだことになっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 関連で、もう一つあります。

実績を評価ということですけど、どういう実績を評価されたんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 当然、児童館業務ですので、児童館を運営されておって、箇所数が当然かなりやっておりますので、そういったものは実績がなければやってこれないものですから、そういった面を含めて評価しております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 指定管理者化になると、今度は児童クラブも併設されておりますので、児童クラブも民間の業者が運営するということになると思います。そうすると、職員も当然、民間の業者に雇われるというような形になって職務に当たると思うんですが、これまでの職員の給与、待遇などが今回のことによって変わるのか、それから、今後、そういった時々の待遇の変化などを議会で聞いて明らかにすることはできるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 当然、今までの継続のことがあるものですから、私どももなるべく継続して雇用していただけると、預かる子どもたちにとってもいいということ

がございますので、業者にはほぼ同条件で契約したいということの意向で聞いておりますが、詳細につきましては民間企業ですので、そこまでちょっと立ち入ることが難しいかなというふうに思っております。当然、民民の待遇ですものですから、なかなかちょっと議会のほうで細かく数字を出すとか、そういうことはちょっと難しいかと考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 済みません、ちょっと戻っちゃうんですけども、ALSOKさんにこだわっているわけじゃないんですけども、こちらの警備会社ということなので、よく一般的にサービスでGPSを利用した入出館の管理であったりだとか、位置情報の提供であったりとか、こういったものがよく通常の一般的なサービスで行われていることもあると思うんですが、そういったようなものをこの児童館において、そういった提案とかというのはあったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 任意事業にはなりますが、タッチメールというのが提案されておりまして、入退室のときにそういったICをかざすと、親御さんのほうに情報が飛ぶというようなことの提案がございました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 なかなか採点の内容がわからないと、結局、ほかにもこれに手を挙げていらっしゃった業者さんがいらっしゃるわけなので、どのくらいの点数の差があって、どこに点数の差があって、ここが選ばれたというのがわからないので、ちょっと判断のしようがないんですが、そういう各項目において、どの業者さんが何点とられて、合計何点になったということを、選ぶときに、業者を決定するときに、そういったものは担当として必要じゃなかったということになってしまうんじゃないか、合計していらっしゃらなかったということになるとね。それぞれについて、どこに特徴があるから、どこが強みで、どこがそうではないかということを総合的に判断することを避けたというか、やらなかったというふうに思えるんですけど、合計点だけで全て決めてしまわれたわけですか。

今だと、ALSOKだったら、警備に力を入れていらっしゃって、安心・安全だと言われましたけれども、そのことがこの中の配点でどのくらいの点数をたくさんとって、ここ

を選ばれたのかというのがわからないわけじゃないですか。そういう選び方ということについて大変私は疑問を感じるんですが、説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） あくまでも今、委員さんが言われるように、そういった検討は必要かとは思いますが、今回のどこを選ぶかという審査につきましては、その審査の方法として、部分点で評価を決めるのではなくて、総合点で決めるということになっていますので、言われるように、検討は必要かと思うんですけど、結果については総合点が重要視されちゃうものですから、今回の選考について何か問題があったとは考えておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 だから、この業者を議会が認めるわけですがけれども、認めるときに、どういう強みやどの配点のところが強かったのかということもわからずに私たちはこれを認めていかなきゃならないものですから、そういったことがしっかり説明できるように、少なくとも配点の状況ぐらいはつかんでおかれるのが本来ではないかと。一般質問でも言いましたけれども、ほかの事業については各項目ごとに点数をつけてそれを公表しているわけですから、なぜこれはそういうことができなかつたかというのがよくわからないし、今後はそういうことはきちんと、配点、一番点数が多い、施設の効果を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであることというのは30点ついているんですが、この30点のうちの何点をとったのかということが各事業者ごとにわかるように、そういうような公表というのは本当にできるんですか。するつもりがあるんですか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 公表は問題ないと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 それに関連してですけど、結局、単純な質問で申しわけないですけど、ここの提案でいくと、指定管理者を指定するために必要であるからであるということで提案説明がされているんですけど、要するに、我々が判断するときは、何をもちこの指定

管理者が適切かどうかということ判断しなければいけない資料が、これだけ1枚ぺらがついているだけです。やっぱりそのところをきちっと説明するか、あるいは、資料でなければなかなか判断ができない。だから、そういうような理由で、私も先ほどから、資料が出されないなら、どのような特徴があって、ここを選んだんですかという質問をしたら、過去の実績を評価しているという回答でしたけど、何の、どこの、どのような実績を評価しているかということの質問に対しては、何ら具体的にお答えがないし、だから、そういう点からいくと、このセリオさんとかポピンズさんが適切かどうか、指定管理としていかなものかとか、そういうような判断がなかなかしにくいから質問をしている。だから、そういう点で、実績評価を具体的に示すことはできないのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 指定管理の審査委員会というのがございまして、私もその委員の1人として審査に加わっております。その中で、宮本委員が言われるように、どこの業者が、どういったところがすぐれておるのかとか、今までの実績はどうだとかというような問題については、業者から提出されておる事前の資料、そういったものを十分に精査した上で内容を審査しておりまして、外部委員さんも含めて9名の委員さんが、その点について審査していただいておりますということに対しては、非常に私は評価すべきことだというふうに感じておりまして、確かに、この議会の中でその資料を全てお見せすることはなかなか難しいわけですが、そういった審査の過程を経ておるといことで御理解をいただきたいというふうに思います。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 関連。

審査委員会が開催されて、その結果ということは承知しています。10月16日にも第2次審査会をされて、私がいもし資料を出せるとすれば、その審査の結果、こうこうこういうことでこの2者に決めましたと、というその審査結果をまとめたやつぐらいは作成して、ここに提出をすべきではないかと。だから、それが何にもなしの中で審査するという、こちらが、要するに、議会として判断するには非常に乏しいと。そういう点を思うんですけど、そういうようなまとめが、口頭でもいいから出していただくとありがたい。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますか。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 先ほども高木課長が言いましたように、各個々の項目ご

との合計点というのはまとめていないんですけど、合計点としては、当然、総合評価で、いわゆる優先劣後をつけておるわけですから、そういった意味では、合計点のまとめたものであれば、これは十分私どものほうでも用意できるというふうに思っています。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の部長の答弁で、9名の外部も含めての委員さんがいろいろな資料をもとにしっかり審査、決定してくださったので、それを重く受けとめているとおっしゃいましたが、その審査会が十分に審査されれば、それを議会は信じろと。そこでしっかりやってもらっているんだから、私たちは細かい資料とか、そういった説明がなくても、もう認めりゃいいじゃないかと、そういうふうに言われたように聞こえてくるわけですよ。委員さんは委員さんというお立場で、私たちは議員、議会は議会という立場で、これが本場に適しているかどうか、議会の議決が要するという事は、私たちが責任を持つということなので、よくわからないけれども、審査会の審査に委ねるということであれば、議会の議決は要らないですよ。だから、そういうお考えでおられるんだとすれば、やっぱり休憩をとってでも資料はいただかないと、やっぱり判断できないし、その考えはぜひ私は改めていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 決してそういう意味ではなくて、私どもがこの業者を決めるのに、内部だけで決めたとか、そういうことではなくて、外部委員さんを含めた形で公平に審査をしておるよというようなことを申し上げたくて、その審査委員さんたちが審査していただいた結果ですので、これについては十分に尊重していただきたいという、そういう考えで申し上げました。ですから、こういった議会とか委員会の中で、十分な資料を出せということを皆さんで決定していただければ、少し時間はいただきますが、我々としては何も出さないということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そこで決定された、その業者さんの名前しか私たちは知らないわけで、その業者がよいかどうかという判断をするので、もう一度、全事業者を選び直すという、そういうものではありませんので、その辺は御理解をいただいた上で、御答弁をいただきたいんですが、ちなみに、ALSOKさんの先ほどの安心・安全だとか、防犯の部分について特徴があるというふうに御答弁をいただきましたけれども、それは審査基準の中の10

点配点されている施設の適切な維持管理が図られるものであることという中の、そこに3つあるんですが、その3つの中の1つに、安全管理、安全対策というものが入っているわけですよ。ということになると、平等かどうかわかりませんが、10点を3つで割れば3点なんですよ。ということになるんですよ。仮にここで10点満点をとられても、そのほかの90点があるわけですから、ここがすごく特徴で、これがよかったから選んだと言われると、なおのこと、じゃ、ほかはどうなったんだろうと。ほかの点数はどのようにこの業者さんが配点されたんだろうかということがますます気になってくるわけですよ。なので、資料請求はお願いしたいんですけど、皆さん、委員の御協力はいただけないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに質疑のある方。

（でも、資料請求はどうなっちゃったのの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） では、委員間討議という形で、資料請求について内容を。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 再度資料請求について諮ります。

山盛委員、もう一度お願いします。

○山盛さちえ委員 審査基準表というのがあると思います。これに基づいて、各審査基準ごとに業者が何点とられたか、各配点ごとの申請者の点数がわかるもの。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局にお尋ねします。今の採点表は出ますでしょうか。出るとすれば、どれぐらい時間が。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 先ほどの資料と同じだというふうに思っておりますので、1時間ほどお時間をいただくということが必要かなというふうに思いますが。もし出すとしたら。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、ちょっとごめんなさいね、事務局長になるかもしれないんですけども。一応、先ほど1回、出すか出さないかというのが要は採択されたと思うんですが、これはまたそれを覆してということによろしいんですかね。

（発言する者あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 事情が若干変わって問題ないということで。

○鵜飼貞雄委員 わかりました。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 再び、じゃ。

時間は1時間ということですかね。時間は1時間かかると……。

○健康福祉部長（原田一也君） 1時間お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 再び、では、資料請求についてお諮りいたします。
資料請求することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

では、再び質疑を続けます。質疑のある方。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この児童館の指定管理で先ほどもお伺いしましたけど、児童クラブも一緒に指定管理業者になるということですが、児童クラブの中身が子どもの遊びの場の提供というのが1つあると思いますが、もう一つ、安心して家族のように、家庭のように過ごせるという趣旨があるというふうに聞いています。そういったことからすると、日が変わりだったり、1日の中で勤務交代があるような体制ではなく、子どもが安心できる体制になるのが望ましいのではないかなと感じるんですが、勤務体制についてはこれまでに比べてどのようになるのでしょうか。

また、そういった条件が選定の条件になっていたでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、郷右近委員が言われるように、非常にそういった指導員という立場は大事だと思いますので、既にこの指定管理を出すときに今やっておるシフト表等を示しておりますので、そういったことにも考慮して子どもたちへの負担や不安がないようにということは配慮するように業者のほうには指示してあります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 指定管理者への委託ということですので、当然、コスト削減という面を含んでいると思うんですけど、委託しなかった場合と委託した場合の対比の計算とか、そういうのはされているのでしょうか。されているのなら、そのコスト削減効果の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 議会でも答弁しておりますとおり、大部分が人件費に当

たっておりますので、なかなか今の人を引き継いでということで、ほぼ同条件で雇用は引き継がれるということを知っておりますので、金額的にはコストが下がるということはやっとないかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 計算されていないのでしょうか。言葉でじゃなくて、指定管理にしなければ、現状は幾らかかっています。指定管理になれば、一時的にコストは下がるけど、長期的にこれだけ下がるということを想定していますとか。でなければ、指定管理する意味がないはずだから、そこの計算は当然されておると思うんですけど、いかがですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 限度額を今回も債務負担で上げさせていただいておるんですが、限度額を今言ったように人件費等でコスト計算しておりますし出しております。その限度額に業者のほうから提案されておるのは、ほとんど限度額で来ていますので、金額的にはほとんど変わっていないかと思うんですが、部長も答弁したとおり、人が今、5名配置をしておりますので、その分を保育園のほうに動かしますので、そういったものがコスト減になってくるかと考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 審査基準表の6というところに、管理運営経費というのがありまして、その1つが、施設の管理経費の節減が図られるものであることという項目があって、収支計算書とか、管理経費の節減ということが挙げられていますが、この点については、申請された業者さんで、ほとんど皆同じ点数だったという、そういうことなんですか。特徴はなかったんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 管理経費につきましては、業者によってとり方がまちまちだと思います。それは、会社によってどういうふう管理経費をとるかというのは方針が違いますので、何とも言えませんが、例えば、今回出させておりますポピンズさんは3%ぐらいの管理費をとってきております。セリオ・ALSOKさんについては管理費を計上せずに今回は上げてきておりますので、それはちょっと、委員さんがここの配点でそれ

をどれくらい評価されたかというのは、個々の委員さんの評価の仕方だと思いますが、そういう形で業者によって管理費のとり方は違うかと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 なので、知りたいわけですよ、配点がね。本当はね。でもどうしても出てこないの、審査会の中で、委員さんから業者さんに対していろいろ質問ができると思うんですが、どういった質問があったのか、代表的なもので結構ですので教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 当然、経営状態は聞きます。長期にわたって運営しているかどうかということは大きな問題であります。あと、児童館業務について、基本的な会社の考え方、また、委託業務を、この後児童クラブがありますので、児童クラブに対する考え方。先ほどからいろいろ出ておりますが、こういった事業をやりたい、こういった事業をやりたいとか、あと、地域との連携ですとか、そういったことについて質問があったと記憶しております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 どういう質問に対して、この選ばれた業者がどういう回答をされたかということが気になるんですけど、ほかに比べてここを選ばれたのでよほどよかったんでしょうね、きっとね。質問に対して明確に、あるいは、市が期待するような回答があったので、点数も高く選ばれたのではないかというふうに思うんですが、こういう質問に対してどうだったんですか。どういう回答がありましたか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 細々とした回答はないものですからわかりませんが、委員さんが個々に評価されますので、その委員さんの琴線に触れた部分がどこだったかというところまでは、私たちもわかりませんので、この事業があったからこの業者になったというのは、なかなか私が回答するのは難しいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員　そういう主観的な部分じゃなくて、どういう質問に対して、どういう回答があったかという、いわゆる会議録的な事実関係だけで結構ですので、ああ、なるほど、経営に対して、児童クラブの考え方に対して、こういう考え方を示されたから、ここが選ばれたのだなという判断基準にしたいので、参考までに、審査会でどういう質問に対して答えがあったのかというところを教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員）　答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君）　議事録につきましては、趣旨でしかとっていないものから、今言われたのは大変申しわけないですけど、ありません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員）　ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員　それに関連しますけれど、プレゼンを当然されていますよね。プレゼンの中で、それぞれが我が社の特徴はということで当然出されていますよね。プレゼンの2者の資料というのは出ないですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員）　答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君）　出していただいておりますけど、これはほかの業者さんも情報開示の関係で、言われるように落ちたところが見たいということがございまして、情報開示を受けています。この資料につきましては、会社のソフト面がかかわりますので、会社のほうに第三者に提示していかどうかというのは確認して開示することになりますので、例えばここで開示するとなると、その辺が情報公開制度の対象かどうかというのはちょっとわからんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員）　宮本委員。

○宮本英彦委員　そのプレゼンの資料とか会社概要はもう当然入っていると思いますので、何もそういう資料を出してくださいじゃなくて、プレゼンの中で我が社の特徴というのを必ずどこかに入っておるはずですよ、ページで。プレゼンをやる場合。それのところだけでも結構ですので、要するに、そこの社の特徴、そういうプレゼンの中の我が社の特徴というところを拾い出したページが必ずあるはずですよ、プレゼンならば。私の経験では。ですから、そこの場面でもいいですから、会社の全容とか、そんな社長が誰というようなそんなことは要りません。少なくとも、何らかのそこの企業のセリオさんとここのプレゼンの特徴のところだけでもいいんですけど、そこも出せないですか。それは公開には対

象外だと思えますけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 業者が出しておる資料なものですから、業者に出していかどうかを確認しなければ、私どもが勝手に第三者に出すということはちょっと難しいかなと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 審査委員会には出されていますよね。審査委員会には出されて、ここは、議会は第三者ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できます。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 第三者ではないんですけど、当然、持ち帰りますと第三者の目に触れますので、ここで回収させてもらうのでしたら、資料を出せるは出せます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということであるなら、出していただくことを要請したいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局、出せますでしょうか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 時間をいただければ。抜粋しなければなりませんので。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） どれぐらいの時間。

○児童福祉課長（高木安司君） 45分ぐらいです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） お諮りいたします。本委員会として資料請求に賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

会議を続けます。

ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この業者さんがどういう特徴があつて、委員さんがどういう考えのもとでというのか、基準で選ばれていったかということが明確にされずに、合計点だけでこの2つの業者を議会が認めるということは私は責任がとれませんので、この59号、60号に対しては反対の立場をとらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 質疑の経過の中で、ここの適切かどうかを判断する判断材料が口頭だけの説明では非常に判断しにくい。さらには、ここの指定管理へ移行したときのきちっとした原価計算が出ていないという、そういうようなことから考えますと、今の時点でこの内容について賛成というわけにはいかない。反対ということです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほども申し上げたんですけど、同時に行われる児童クラブの運営も含めて、家族のかわりに養育を担うというふうな趣旨からしますと、これまでと同様、市の職員が責任を持って、子どものいじめだとかストレスに対するようなふだんの様子に目を向けるような体制が必要なのではないかと。業者にはそういった継続を求めているというお話でしたけど、必ずしも守られるかどうかというのは今後不確かである点や、また、そういった待遇などについても、議会で明らかにするのも今後難しくなるのではというふうなお話でしたので、反対の立場で討論させていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 蟹井委員。

○蟹井智行委員 賛成の立場で討論します。

先ほど原田部長の話にもあったように、外部の委員さんを入れて慎重に審議したという説明もありましたので、私はこのまま賛成としたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） それでは、初めに、議案第59号について採決を行います。

議案第59号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 反対の方の挙手をお願いします。

（反対者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条

例第16条により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は賛成と裁決いたします。

続いて、議案第60号について採決を行います。

議案第60号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、委員長は賛成と裁決いたします。

続いて、議案第63号 豊明市病後児保育室設置条例の制定についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、議案第63号 豊明市病後児保育室設置条例の制定について御説明いたします。

この案を提出するのは、児童が病気の回復期であり集団保育の困難な期間における当該児童の健全な育成を図ることを目的として、豊明市病後児保育室の設置について定める必要があるからです。

それでは、内容を説明しますので、1枚おめくりください。

第1条では、趣旨を定めております。

第2条では設置場所を定めており、名称を「えがお」としております。

また、第3条においては利用の許可について定めており、医師による診断が必要なことなどが記されております。

第4条では、使用料等について定めております。

第5条は、使用料の減免について定めています。

ページをおめくりください。

第6条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるとして、附則として、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 人員の配置についてなんですけれども、以前、看護師の方が1名で、あ

とは保育士の方が2名という配置をされるというふうに伺っております。看護師の方は性質上、恐らく常勤になると思うんですけれども、こちらの今回の看護師の方の雇用状況といたっておかしいんですけれども、新規採用された方になるのでしょうか。また、この方は、恐らく看護師の方がこちらの施設の中ではすごく重要なポストになると思いますので、どういった今までのスキルというか、対応力があるかとか、そういったところ、わかる範囲で結構ですので、教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、予定しておるのは、市の職員であってベテランの看護師職員を想定しております。この職員につきましては、民間でも実績がございますので、うまく運営していけるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この条例の中に利用できる対象者が明文化されておりましたが、それはどういうことでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） この条例でございますが、この事業が規則と補完し合っ
て事業実施ができておりますので、規則のほうも含めた形でということで制定されてお
ります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 大体、条例と規則は補完し合う関係にあると思うんですけれども、ち
よっとほかのこういう公共施設の設置に関する条例を調べてみたところ、例えば、福祉会
館などのようなものだと、やっぱり利用できる対象者が限られているということになって
いるので、対象者が明確になっていたり、今回の陶芸の館もそうですし、老人センターも
そうですし、児童館もそうですし、農村環境改善センターもそうですが、そういうふう
に施設の目的が明確になっている、体育館とか文化会館とか公民館とかそういうものでない
ものについては、大体、対象者が条例の中でうたわれているものですから、ここについ
ての明記がないのがちょっと不思議に思ったんですけど、別に上げてよかったんじゃない

ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 別に問題はございませんが、規則と、条例は最低限、市民の方に負担が行くものについては必ず条例化しなければなりませんので、料金ですとか、そういったものは記述することになります。その辺は、言われるように、規則と補完してこういった形になったということです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議の説明の中で、対象者が保育園、幼稚園、小学校というふうに言われました。幼稚園児の保護者も入ってくるということになりますと、今まで聞いていた病児・病後児保育の利用については、両親が就労している場合、仕事を休まなければいけないので、なかなかそれは大変だろうと、そういったような話の流れの中で出てきたものですから、条例には入っていないものですから、そこら辺が、要するに、小学校以下の子どもなら誰でもいいことになるわけです。その辺がなぜこうされたのか、また、規則なのでいつでも変えられちゃうものですから、そんなようにとりあえずはこれでスタートするけど、変えちゃうというような、そんな思いもあって、条例制定されなかったのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 誰でもいいというわけではございませんで、当然、保育できないという状況がございますので、その辺がちょっと条例に書いていないものですから、ちょっと説明不足だったかもしれませんが、規則のほうでその対象児童について、ちょっと御説明させていただきますと、今言われるように、保育園、幼稚園の乳幼児及び小学生を対象としておりますが、当然、親が仕事でみえないとか、親が病気ですとか、そういうことが対象になってきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 さらに、市内に在住の方という条件も本会議では説明があったと思いますが、公共施設を利用する場合に、どういう人がどういう料金で利用できるのかというのは、非常に重要な項目だというふうに思います。なので、各条例の中で定めているわけですよ。子育て支援センターについては子育て世帯というふうに書いてありますし、児童館については子どもで市内というふうに書いてありますし、この条例については対象者も

ないし、市内ということも書いていなくて、基本的に誰でもいい条例になっているので、規則で縛るだけで弱いとは言いませんが、何か条例の不備のような気がして仕方がないんですが、他市にも病後児保育室というのはもうたくさん開設されておりまして、ほかを見ても、対象者が明記されている条例も幾つもあると思いますが、なぜそれを外されたんですか。もう一度お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 意図的に外したということはないんですが、先ほどからも御説明しております規則と補完し合っていてやっていますので、両方できちんとその内容について説明できればいいというふうに考えておりましたので、今回、こういった形で作らせていただきました。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうしましたら、この条例だけではいろんなことが説明し切れないということがはっきりしましたので、規則ができていないやに思いますので、規則をお配りいただくことはできませんでしょうか。資料請求をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 当局、資料、できますでしょうか。

○児童福祉課長（高木安司君） はい。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 何分ぐらい。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 10分いただければやります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） お諮りいたします。本委員会として資料請求することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 暫時休憩とします。

午前10時57分休憩

午前11時12分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、会議を続けます。

ただいま、当局より資料が出ました。

当局、説明をお願いします。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、規則を配らせていただきました。

対象児童は第4条のほうに記載させていただいております。1が市内に住所を有するこ

と、2が保育園、幼稚園等に通園している乳幼児、または小学校に通学している児童、3が病気の回復期であり集団生活が困難であること、4が保護者が病気、けが、勤務の都合、その他の事情により家庭で保育を行うことが困難であること、5が病後児保育室の利用について医師の同意を得ているということで、あと、ほかに市長が特に必要と定めた場合につきましてはこういった形で対象児童とさせていただくということで、規則のほうで述べさせていただいております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 説明は終わりました。

質疑のある方、挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 医者判断で集団的生活が困難という診断がおりた場合に利用できるというお話ですけれども、回復の状況というのを医者以外にも保護者が感じる部分というものもあると思うんです。保護者の立場として、まだ保育をもう少ししてほしいなという気持ちがあった場合にどうなるかと。また、そういった要望なんかが、これまでも含めて保護者から出ていたかどうか、つかめているか、そういう部分ではいかがですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） そういった形で、ちょっと回復期というのはなかなか難しいところがございますので、かかりつけ医さんとよく連絡をとり合って、その辺は保護者の意向をよく酌んだ形で連絡票を上げていただければいいかなというふうに考えております。

要望については、今のところは聞いておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 利用時間なんですけれども、午後6時までとされた理由をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） これは、保育園の一時預かりと同じ時間帯で設定させていただいております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 条例のほうの第4条、1人当たり1日につき2,000円ということですが、2,000円とされた理由、それから、近隣で似たような事業があるかと思えますけれども、比較すると、本市の2,000円はどのくらいのところにあるのか、御説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 先ほどもちょっと御説明しましたが、一時保育がゼロ歳児なんですけど、2,000円ということで、私ども設定しておりますので、それに基づいてということで考えております。近隣というか、似たような事業ということで、妥当な線ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 妥当だからこれを提案されたのだというふうに思っておりますが、他市がお幾らぐらいだったのかということをご参考までに教えていただければお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません、ちょっと持ち合わせておりません、ここには。後ほど回答します。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 また、条例の中の条項についてお伺いするんですけれども、利用制限をかけている条例がたくさんありまして、暴力行為とか、いろいろそういう利用していただきたくない方たちに対する条項なんですけれども、規則で設けているものもありますけれども、条例の中でそういうことを明記しているものもたくさんありますが、この点については、ここの中にもないみたいなんですけど、本会議質疑の中で、たしか規則のほうでうたうからと言われた気がするんですけど、ちょっと説明してください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 暴力団排除関係の御質問でよろしかったでしょうかね。

一般的に条例でうたう場合、暴力団の排除要項が入っておるやつは、その事業をどこかに委託するかというときに、そこに暴力団が入り込まないようにということが多いかと思うんですが、一般的に、契約行為は当然これは市が自分のところでやるものですから、そういうものは必要ないというふうに考えて今回……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういうことではなくて、利用制限ということで幾つかの項目の中にそういう方の利用は拒みますよという、委託を出す出さないではなくて、例えば、お風呂に入るのに入れ墨の人はお風呂に入れませんよみたいな、そういうような意味です。ということで、条例の中にうたっているものもたくさんありましたし、早川議員はそういう委託ではなくて、利用者の制限ということでお伺いしたと思うんですけど、これにはそういうものは当たらないということなんでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 利用者の制限ということでよろしいですかね。基本的には、制限はかけていないです。これの対象の児童でしたら受け入れるという形で受け入れていきます。ただ、当然、反社会的とか、そういうことがあれば、それはもう市長の判断で別に定めるという形で対応していこうかと思っております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 規則の10条に、この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるといふのがありますが、委任、ここに、さらにその下に、定めるといふ意味ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません、先ほど利用の制限が7条の2項にありますので、審査の上ということがございますので、7条の2ですね、規則の。申し込みがあった段階で審査をして、通知するということになります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 一応、定員は1日につき5名というふうになっていて、以前、これの改修の予算が出たときに、簡単な手書きで間取りのような設計に近いようなものを出していただいたんですが、預かれる保育室というのは2部屋でしたっけ、1部屋でしたかしら。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 一般的には1部屋でございますが、病後児ですので、隔離室をつくっておりますので、そういった形になっております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 ということは、2部屋ということで、2部屋で、5名で、隔離が必要な子が、例えば2人来てしまうと2名で、最も少ない預かり人数としては2名で定員を満たすということにもなりかねないという、そういうことでよかったですでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 病後児の状況にもよりますし、お子様の大きさにもよりますが、そういったところでちょっと今言われるように、だから2名だとかというと、ちょっとなかなか3名だとかという数字はちょっと状況によって変わるものですから、5名を限度にその辺を弾力的に運用していきたいというように考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 一応、定員が5になっていて、対象児童が幼稚園、保育園、小学校ということですので、中には親の事情により保育が困難、通勤の都合とか書いてありますけれども、そうすると、5名を超えることは余りないかと思えますけれども、隔離が必要な子が出てきたときには5名に満たなくて定員に達するということを思うと、全てに該当するといっても、優先順位のようなものがあるのでしょうか。もともとやはりお勤めの方とか、そういうことを中心にこの事業が始まったというふうにイメージしておりますので、運用についてはどうされるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 当然、こういった対象児童は制約をしておりますので、これに合わせた形でということになります。5名という限度がありますので、入っている方に次の方が物すごくまた優先度が高くても出ていけということとはできないものですから、順番に入れていくということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 利用料に関してですが、先ほどもお話がありましたけど、1日につき2,000円ということで、これは保育のサービスという意味でいうと、現状の市の保育のサ

ービスを利用している方々で、例えば、所得によって全然違うと思うんですが、そういった低所得の方が特に利用料2,000円で、減免は生活保護や非課税世帯というふうに書いていますけど、現状の保育サービスとこちらとを比較すると、数日間とはいえ、かなり割高になるような対象の方というのはいらっしゃるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 一時保育の使用料をこれに持ってきておりますので、普通の保育と比べては割高に当然なるんですが、一時保育の場合は全く減免等を定めていないものですから、今回、非課税世帯ですとか生活保護世帯については減免規定を入れたので、よりこういった形で、低所得者には配慮した事業にはなっているんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 2名の保育士の方が対応されるということで伺っておりますが、その2名の保育士の方が利用者の方が5名ぐらいになったということで、こちらのほうにいらっしゃいますと。そうなった場合に、どこかの保育園から恐らく来るのかなというように見解だと思うんですが、そういった場合に、穴があいたところとか、対応とかというのはできるような体制をとってあるんでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 3名はそばに二村台保育園がございまして、二村台保育園のほうに、常時、病後児ですので病後児が出なければ、来る方がおられないかと思えますので、二村台保育園は非常に大きな保育園ですので、そちらで業務をしていただいて、病後児が出た場合、一応、専属としては3名置くんですけど、日常、病後児が出ない場合については、二村台保育園のほうを手伝っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 単純な質問で申しわけないんですけど、設置条例は第3条に市長の許可を受けなければならないということで、それはそれで当然だと思うんですけど、具体的な運用が先ほどいただいた規則に書いてあるんですけど、市長の許可を得なければならない

までのステップがここに書いてありますけど、実際、どんな運用ステップになるんでしょうか。というのは、市長の許可を受ける前までに、登録をしなければならない。そして、利用申込書と主治医が作成した連絡票、そういうのをつけるということなんですけど、具体的には、この子どもたち、あるいは、小学生たちがそのときに、あるいは、もう事前に大量にというか、その可能性のある人を事前に登録しておいてもらうというような趣旨なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、委員が御指摘のあったとおり、私どもが想定しておりますのは、まず、こういった事業を使いたいという方は、事前に病気になる前に登録しておいていただくのが一番すんなりいくとは思いますが、病気になられて、病後児ですので、通院中にこの後、難しいということになれば、すぐ回復期に保育園とか小学校に連れていけないということになれば、通院中、もしくは、ぎりぎりでも構わないんですけど登録をしていただいて、お医者さんに通っておりますので、お医者さんから連絡票を書いていただいて、申し込んでいただくという形になるかと思えます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ということは、要するに、病気になってから判断されるんですよね、通常は。これは、ちょっとその後も登録をしないと、もうこれ以上休めないと、親御さんが。で、そのときに、登録の用紙と同時に利用申込書、そして医者診断書、同時に出しておけということもあり得るでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それもいいと考えております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 そういうことになると、直ちに市長の許可通知書が同時に発行されるという理解でよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） その場では発行がちょっと難しいかもしれないです。日付はそこで発行したいと思っております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 規則の第4条の2項に、市長は前項の、前項というのは市内に住所があるとか、病気回復期などのことをいっているんですが、該当する児童のほか、病後児保育室の利用が特に必要と認めた児童については利用させることができると。市長が特に利用が必要と認めるというのは、どういうことを想定してみえるのでしょうか。お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 基本的には、上の項目で預ける形になるかと思うんですけど、家庭の事情等はまたさまざまですので、その辺はよくお聞き取りして、対応していきたいなというふうに思っております。例えば、里帰りだとか、いろいろありますよね。そういったことも含めて御相談に乗ってなるべく柔軟に対応していきたいと考えております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ということは、市内在住をケース・バイ・ケースで外すかもしれないという、そういう、今、里帰りということはそういうことですよ。住所地が市内にないんですよ。

（対象児童が住所地なので、里帰りでの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 挙手をお願いします。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） お母さんが里帰りされる市内の子がというときに見ますということですので、別に外すわけではない。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今のその他のところで、例えば、前日にあらかじめというのか、そういった許可を得ることができない、急な対応がこの中に含まれるかどうかを知りたかったんですけど、それは可能ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 可能です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

(ちょっと待ってくださいの声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） データ。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 長久手が6時間で2,000円です。みよしが1時間で1,200円です。日進が1日で2,500円です。東郷が1日で2,500円です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういうことで、定員を常に満たすということはないと思いますけれども、保育士さんと看護師さんは、とりあえず籍は二村台保育園に置いておかれて、必要があったときだけおみえになるということも含めて、あと、家賃とか、いろいろ保育室のいろんな維持コストも要ると思いますが、病後児保育室の事業の総コストはどのくらいになって、1人当たりコストを仮に試算するとすればどのくらいになるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） コストは、賃貸が月3万円です。その辺の今言われたように人件費をどう見るかというのがまた変わってくるものですから、純粹に言うと、今はその3万円と、光熱はほとんど動かないですけど、基本料金は乗っていくということで考えております。あとは、どれぐらいかというのはなかなか、これはまた想定は、初めての事業ですので難しいんですけど、今、病中・病後児、これはまた部屋ではないんですけど、ヘルパーさんを派遣しておる事業がございまして、これは年間50件ぐらいあるものですから、今の想定では、初年度は50件ぐらいかなというふうには考えております。割り戻した形ということで考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

(だから幾らの声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 挙手して。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 1人当たり9,600円です。人件費は除いていますが。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 病後児に限られたとはいっても、今までこういった事業になかなか取り組めなかった理由の1つとして、医師会というか、医師、病院との関係があって、非常

に委託費等、コストがかかるということがネックになっていたんですが、そういう点からいくと、今回は人件費3人分をどちらに見ておられるのかちょっとわかりませんが、と、わずかな家賃でこの事業が成立するということは、本市にとっては事業的にはかなり努力というか、コスト面では工夫されたという、そういうふうを受け取っていいんでしょうか。

医師会がどのように連携して下さって、それに対して臨機応変な対応に、お金がまだ発生するかどうかということも今、答弁ではなかったんですけども、そういう意味での総コストというのは、想定していた、最初、2,000万とか3,000万とか聞いていたような気がするんですけども、それと比較してどういう状況にあるのかお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 今回の事業は病後児ということでございまして、病児保育とは違います。病児保育となりますと医師がそこに常駐するとか、豊明市はこういう形でやるんですが、よその市町ですと、病院の中にこういった病後児・病児室を併設して、すぐにドクターが診られるよ、看護師さんが世話をできるよという、そういった仕組みでやられておるところもあります。私どもも医師会と協議する中で、小児科医にこういった施設をお願いすると、山盛委員が言われたように2,000万とか3,000万とかという年間の委託料、これを支出しないといけないということがありますが、病後児で今の形にして、市内の医師会の小児科、内科医の先生に何かあったときに診て下さいねというようなお願いをするのであれば、こういう形ができるということでしたので、医師会と十分に協議してこういう形にしました。

今後、病児保育というようなことが出てきますと、これはまた、ちょっと話が変わってきますして、また難しい問題が生じますが、現在のところ、病後児ということで限定して行ってきたということでございますので、よろしく願います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 最後に、参考までに、二村台保育園に3名の方を一応、籍としてはそちらに置いておかれるということですが、児童数に合わせた保育士、看護師等を配置することになります。鵜飼委員が質問されたように、こちらに応援に来たときのそちらの今度体制がどうなってくるのかということもちょっと気になるので、もう一度参考までに願います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 看護師含めて3人の職員を病後児保育室に配置ということで考えておりますが、1名は看護師でございまして、基本的には病後室にウエートを置いた仕事というふうに思っています、2名もそのときの申し込み状況によっては、1名ないし2名が病後児保育室に来て業務を行うということでございますが、何も無い、1人もいないよというときは、二村台保育園のほうで保育のほうの仕事をやっていただくんですけど、それなりの職員は配置しておりますので、どちらかというと臨時保育士の業務をやっていただくような感じにはなるのかなというふうには思っています。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 豊明市病後児保育室設置条例については、賛成の立場で討論いたします。

ニーズの高かった事業がいよいよ開始されるということでもありますので、これは評価したいと思います。病後児に限ったことによって経費についてもかなり抑えられたということもありますし、場所も二村台保育園の近くに設けることができた、いろいろな条件をうまく整えてこられたなというふうに理解をしておきたいと思います。

ただ、利用に対して、条例ではなくて規則でこれほどのいろんなことをみんなそちらに回してしまわれたということについては、やはりちょっといかがかなというふうには思います。やはり、対象者については重要な部分ですので、条例に定めておかれるのが本来であつたらうというふうにも思いますし、定員が多くとれないということからいくと、仕事をしていらっしゃる方が特に優先されると思いますので、そういったことがはっきりわかるような、条例の中でも就労支援というようなことが趣旨の中に入っていると、より明確になったのではないかなというように若干の懸念材料もありますけれども、全体としては必要な事業であるというふうに理解しておきたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 賛成の立場で討論をします。

この事業で、例えば感染症にかかった後の子どもが回復期に体を動かしたり、ふだんの

生活は大丈夫でも保育所に行けないということがあって、特に子育て世代でも働く親の悩みを解決するという意味で、市民の要望をかなえる事業だというふうに考えています。

ただ、一方で、質問もさせていただいたんですけど、料金の負担の部分においては割高だというふうなところを基準にしているという部分がありますので、条例のこの案の中に減免の制度を設けたというお話もありましたけど、今後もそういった、特に低所得で子どもを抱えた子育て世代という方々の暮らしを守る条例等の推進をしていただきたいということを含めて、賛成とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第63号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の制定についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、議案第64号 豊明市障がい児特別支援療育事業の実施に関する条例の制定について説明いたします。

この案を提出するのは、心身に障がいのある児童を、保育所で健常児とともに集団保育を行いながら、健全な心身の成長、発達を促すために、支援療育事業をする必要があるからでございます。

それでは、1枚おはねください。

第1条におきまして、目的が書いてございます。

第2条におきましては、実施主体で、豊明市がやるということになっております。

第3条は、暴力団の排除条項でございます。

1ページはねていただきまして、第4条でございますが、事業の対象となる障がい児につきましては、集団保育が可能である3歳から5歳までの児童といたします。

第5条については、療育時間が定めておりまして、午前8時半から午後4時15分まででございます。

使用料につきましては、1人当たり月額1万5,700円でございます、第7条におきまし

ては、減免規定を定めております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行することとなっております。

説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 これまで障がい児療育のサービスを行ってきたどんぐり学園というのがまずあって、その上で今回の条例化ということだと思んですけど、言語聴覚士や臨床心理士などの専門職の方々のサービスも行われてきたと思いますが、この東部保育園での設置後、そういった東部保育園での専門職の配置というのはどういうふうになるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） どんぐり学園の療育事業との兼ね合いもありますので、当然、同様な形態は考えて配置していく、やれるような形で対応していく予定でおります。以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同様なというのは、例えば、頻度だったり、あとは、具体的に言語聴覚士の方が来るだとか、そういう具体的な内容で、同じ条件でやろうということなんでしょうか。それと、もしかすると、どんぐりで行われているもののタイミングで東部保育園の子どもたちがそちらにまとまって移動してやりましょうというような形態を考えていらっしゃるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 言語療法士につきましては、どんぐりでやっている回数をふやして東部保育園のほうに行ってやっていただこうと考えております。あと、心療士のほうにつきましては、また同じように訪問していただくということも考えておりますので、その辺はどんぐりの事業とうまく精査をとって、なるべくきちんと受けれる形で対応をしていくということを考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 利用者の保護者の方の御意見で、こういった専門職の配置やサービスは、独自に個人で利用しようとする大変お金の負担がかかるというお話を聞いたことがあります。そういったところから、このサービスが大変望まれていると思うんですけど、そういった保護者の方々の意見を聞くというふうな機会は設けられたのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 保護者のほうからは、夏にもそうでしたし、また、秋にもいろいろ御要望はとりあえずいただいております。その中で面談等をして、こういった事業を今回導入するということになったので、人によって要望の度合いはまたいろいろ変わるとは思うんですけど、ある程度の総意を得てこの事業を進めているというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 第3条で、これは、この事業は委託できるというふうに最初からつくられているわけですがけれども、その予定がおありなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 現実、今のところは考えておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今のところはということは、将来的に委託できるような準備をしておいたという、そういうことなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） こういった障がい児に対する事業は、民間のほうもかなりございますので、そういったことも将来的には検討できるようにということで、今回入れさせていただきました。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 10名が限度ということで、これも本会議質疑でありましたけど、10名以上に仮にふえた場合は、やはり10名でというお考えなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、考えられておる職員のほうも限度がございますので、一応、10名ということで、今回はこういった形でやらせていただくということで進めております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 定員10名と関係して聞きます。職員の体制について、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 今、5名体制でやる予定でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 第4条のところに、対象となる障がい児は集団保育が可能である3歳から5歳までとするというふうに書いておりますが、3歳から5歳ということになりますと、年長の子はここには来ないということになるのでしょうか。6歳児で、まだ保育園に通園している園児もいると思いますが、その対応をどうされるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 3歳から5歳児ですので、年次ごとに区切っていますので、5歳児は年長です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 補足します。年長は5歳で年長に新年度なりますので、途中で6歳児になりますね。だから、5歳児というのは年長を対象としています。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 結局どうにもあれだで、再確認になっちゃうんですけども、いわゆる通常の保育園とかと同じで、年長さんは4月1日の時点で5歳児から成るわけなので、途中で当然6歳になると思いますけど、そういうことですよ。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ここに通える判定は、入園判定委でということの説明いただいていたと思うんですけども、その辺はどのように、本人というか、親の就労の関係だとか、そういったものが重視されてくるのか、あくまでもその子が集団保育が可能か可能でないかということ、そちらが中心になるのか、その点はどういうふうでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） いろいろな判定の基準があるんですけど、やはり集団保育ができればやっぱり通園はちょっと難しいかなと思いますので、その辺も当然考えられますし、就労もできますし、この場合は就労だけでなくても行けますので、やはり、そういった総合的に専門の委員さんを判定委員のほうに入れていきますので、総合的にやっぱり判断させていただくということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 この事業の総事業コストはどのくらいになるのか、それに対して1人当たり月額1万5,700円ということですけども、本来ですと、1人当たりコストはどのくらいかかる見込みなのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 後ほど答えます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的には、現在、どんぐり学園へ通ってみえる子どもたちが対象だと

思いますけど、今までどんぐりにみえて、ここへ移行することによって、メリット、デメリットというか、違いがあるケースがあるのかないのか。違いがあるなら、どのような違いが生じるのかについて。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） お答えします。

どんぐり学園に現在通園されているお子さんたちは、母子通園が基本です。今現在は、東部保育園のほうに単独通園として6名が、保護者等は別で保育士の療育のもとに通園しています。その事業の拡大といった形になりますので、メリットとしては時間が延長します。現在は、9時半から1時半までの本当に短い時間でお預かりしている状態ですが、それが、先ほど課長が申しましたように、8時半から4時15分までの時間帯になり、保護者の就労支援にもつながっていると考えています。

療育に関しては、先ほどお答えしたように、どんぐり学園に準じた形の療育を検討しておりますので、そういった面で、どんぐり学園から出られても療育は引き続き行えるということで、デメリットにはならないと考えています。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 メリットですけど、デメリットというか、課題はないんですか。いいところばかりでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） デメリットと言われますと、通園することで費用が生じるというのは実際の問題なんですけれども、それも普通に保育園に入られると生じる保育料よりは割安に設定してあるということと、減免も行っているということ、それから、デメリットですと、お子さんの最善の利益を考えていますので、それが1日まるっと8時半から4時15分までということで、なかなかそれが難しいお子さんに対して、ならし期間とか、そういったものを考えていく、個別に対応していくということで、デメリットはあるものの、それを解消していく方法も検討しているということです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 6条の利用料ですけれども、月額1万5,700円ということで、定額制を

選択されたわけですけれども、通常の保育ですと親の所得に合わせて保育料がいろいろですけれども、障がいをお持ちの保護者に関しては、もう定額というふうにしてしまわれたその理由は何でしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 定額ではございませんで、一番高いところで1万5,700円で、あと、減免規定で、階層によって分かれていますので、所得に応じた形になっておるかと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 でもそれは減免であって、保育料としては定額なんですよね。これは減免なので、月額を定額とされた理由は。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 普通の保育と一緒に、月で通っていただくことになりますので、保育料と同じような考え方で定額とさせていただきました。

（保育料は親の所得で階層が分かれています、これはそうはなっていないのでの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません。D2までで所得を切らせていただいて、より保護者が預けやすいように金額を抑えた形でやらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 補足です。一時保育で日額800円を徴収しています。20日の保育の日数でいくと、1万6,000円になりますので、それよりも下の値段というところで1万5,700円が限度ということで行っていきます。保育園とはちょっと条件が違いますので、そういった形で徴収を行っていきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じく、保育料の件なんですけれども、今まではどんぐり学園の続きのような形、バス通園ではない単独保育という形でやっておられたんですけれども、今回からは保育園の中の障がいを持っている子どもたちの保育という、例えば、学校でいくと、特別支援学級のような捉え方だと思うんですけれども、その同じ東部保育園に通ってい

る園児さんは同じ時間預かっていらっしゃって、親の所得に合わせて保育料が階層ごとになっているんだけど、ここに通われる園児さんについては、上限が1万5,700円というふうにされたので、そこが、どうして所得がすごくたくさんある人もこの1万5,700円で預かれてしまうわけですよ。そのことについては、なぜそういう選択をされたんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 保育園のお子さんは、保護者の就労形態にもよりますけれども、早朝保育で7時半から、園によっては夕方の7時まで預けることができます。東部保育園の場合ですと、7時半から6時半までの保育が可能になります。また、季節保育とって、お盆の前後1週間、それから、年末年始にかけての、以前でいうと自由保育とっていた期間の部分は、特別支援クラスに関してはお休みいただく、それから、早朝、延長の短時間ではない時間帯に関しては、お預かりしないという設定をしています。それはなぜかという、お預かりする方たちが障がいをお持ちの方がほとんどですので、そうすると、1日の長さがとてもお子さんにとっていいものではなくなってしまうので、最適な時間帯でお預かりできるようにということを設定しています。そういう制限を加えましたので、料金のほうもこういった形で徴収するということになりました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 最初説明されたのは、11時間の標準的な保育の時間ではなくて、短時間保育、8時間、従来の保育時間ということに限定して、早朝も延長も受け付けないのということなんですけれども、短時間保育の場合の早朝や延長は100円お金をいただくような、今、保育料の体系になっていますので、いわゆる短時間保育の保育時間なわけですよ。障がいをお持ちだということで、5人体制で手厚く加配のような形で保育もしてくださる。それは、とてもいいことなんですけれども、それに見合った、所得が高いにもかかわらず1万5,700円でいいのかどうかということは、どういう議論でここに落ちついたのでしょうか。ちょっと時間とこの1万5,700円はちょっと合わないと思うんですけれども、8時間保育の方でも一番高い方、一番安い方、いろいろあると思いますが、どの辺のところからこの金額を持ってこられたのか、その妥当性についてもう少し説明をください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） この金額の妥当性ということでございますけれども、も

ともとどんぐり学園に母子通園で通っている児童さんも、今度はこの特別支援を利用するというごさいまして、どんぐり学園は無料なんですね。ですから、無料のところから有料のところは今度はかわってくるというようなことなので、ある程度、金額も抑えていくという考え方が1つあります。

それと、保育と、こっちは療育です。ですから、根本的に考え方として、保育料を当てはめるのは、所得階層ごとの保育料で親御さんの所得を見て保育料を決めていくということが果たしていいのだろうかというようなこと、それと、先ほど村上指導保育士が言いましたけれども、延長だとか、そのほかのいろんなサービスがほかの保育園とはやっぱり違います。ですから、これを利用されると、それなりの制限がやっぱりついてくるものですから、そういったようなことをいろいろ考えまして、保育料のD2階層ぐらいで、1万6,000円というのが一時保育の単価からはじき出しましたので、それに一番近い所得階層、D2階層の1万5,700円を当てはめたということをごさいます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにごさいませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの報告で、現在、どんぐり学園から6名の園児が既に東部へ行って通っているということで話がありましたけど、その子たちは単独通園をされているというさっきの報告ですけど、今度、この事業ができることによって、その子たちは親子、母子通園に変更になるということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） お答えします。

現在、6名、単独通園していますが、今のどんぐり学園の園長のほうから意向調査をしたところ、残られる方は1人か2人ぐらい特別支援を希望しているということを知っています。あとの方については、保育園希望を出されているということですので、そのようにお考えください。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにごさいませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほど総事業コストと1人当たりコストをお願いしていたので、答弁をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まだできていないです。済みません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 28年度のここに入所というのか、入室というのか、利用される方の予定人数は何人を見込んでおられますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 10名を予定しております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 職員体制は5名ということだったんですが、正職、臨職はこの事業に対してどのような体制で取り込まれるのか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 正職員1名、あとは臨時職員で対応していきませんが、現在、単独通園のクラスを担ってもらっているベテラン保育士たちもその中に入れていく予定でいます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

データは出ました。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 人件費で今、1,280万円を考えておまして、諸経費として50万円を考えております。1,330万円の経費がかかるというふうに考えております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 今のところ、希望者が10名ということで、5人体制で、1,330万円を使って事業を行っていかれて、もしこの子たちが毎日、時間きっちり通えるとは限らないのではないかと思うんですが、そんなことはないでしょうか。この子たちはお休みとか、そういうことがなく通えるぐらいの障がいを持っている子なのか。どうしてそれを聞くかという、5人体制で1,330万円をこの事業のために常に人をストックしておくのか、それとも、東部保育園との、先ほどの病後児ではありませんが、そういうふうな感じで流動的に行われるのか、その辺をちょっと知りたかったのでお伺いするんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 現在の東部保育園の中の単独通園のクラスに関して言えば、出席率はほぼ毎日登園しているということです。ですので、特別支援クラスにおいてもほぼ10名の方が毎日登園されると考えています。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 質疑の途中ですが、ここで13時10分まで休憩といたします。

午後零時4分休憩

午後1時10分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 障がい児の特別支援療育事業の、保育で預かっていただく時間がお昼を超えるわけですけれども、給食はどのような対応になるのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 給食は、東部保育園の園児と同じように食べることになっています。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、給食費も保育料の、保育料と言わないんですかね、使用料の中に全て含まれていますか。ほかに取ることになるのでしょうか。

それから、いろいろ障がいのある子だと、食べれるものがあつたりなかつたり、食事の作り方についても多少工夫が必要かと思えますけれども、そういった点についても、対応してはいただけるのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 給食費というか、主食代ですけれども、園児も保育料とは別に主食代は集めていますので、特別支援クラスのお子さんも同じように別で集めます。

それから、給食の内容についてですが、未満児もいますし、それからアレルギーの対応もしていますので、そのように、個別の対応ができる限り保護者と連携しながら決めていきたいと思えます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 今、どんぐりから東部保育園に6名が通園されていて、残るのが恐らく1名か2名という回答でありまして、一方で10名を予定しているということの回答がありました。ということは、このどんぐりの方々を含めて通園されている幼児の方の中からも、あるいは一般の保育園からも含めて10名程度を予定されているということによろしいのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） どんぐり学園の単独クラスで残るお子さんは、現在のところ一、二名と聞いていますが、現在母子通園でどんぐりに通ってみえるお子さんの中らと、それから、各保育園の中でいわゆる加配保育士がついて見ているお子さんの中からも希望者があればお受けしていきますし、それから、新規で全く今保育園にも入園していない形で申し込まれた方も対象としています。ただ、対象とはいっても、先ほど申しました入園処遇会議のほうにかけて10名をとっていくという形には変わりはありません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今の件ですが、ほかの園で今加配をつけていただいて保育園に預かっていらっしゃるお子さんがこちらに次年度から変わってくるというケースは、実際28年度においてはあるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 今、入園の受け付けをして、再面接といって、園で見るのがそのお子さんにいいのか、それとも特別支援のほうをお勧めするべきか、ないしは、また、どんぐり学園での療育のほうに適しているということを判断するための再面接をこれから行う予定でいますので、そちらのほうで決定していきたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、今まではこういった制度として預かるという仕組みがありませんでしたので、どんぐりか通常の保育園かどっちかしか選択肢がなかったのも、通

常保育園に通園していらっしやった子どもさんも、その判定委が、ちょっと名前が決まっていなくてわかりませんが、こちらのほうに行くようにと、そういうふうに判定を下すということもあり得るのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 保護者の意向があくまでも優先だと思いますが、保護者の意向プラス、園長のほうでも、このお子さんをお預かりするのに、園よりはもう少し少人数のほうが適していると思われれば、保護者のほうにその旨をお伝えして、検討材料として考えていただくということになります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今現在、通常の保育園に障がいを持って通っていらっしやる子どもさんたちの保育料は、所得に応じて保育料が算定されていますが、こちらにかわると、一応上限1万5,700円ということで、場合によっては保育料が下がるというか、手厚いというか、その子に応じた保育をしていただけるけれども保育料は下がるということに実際なるんですけれども、そういう状況になることも考慮してこの1万5,700円というのが妥当だというふうにお考えになったのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 妥当というか、先ほど申し上げましたが、普通の入所のお子さんに関しては、早朝、延長、それから季節保育も全てお受けする、就労形態によって時間も決まってくるということですが、こちらの特別支援クラスに関しては、時間も決まっておらず、早朝、延長は受けられません。それから、季節保育も受けられませんという条件つきですので、制約があつての中でのこうした料金体制で、妥当かと思われま。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 コストが1,330万円ほどかかって、10人、満杯に入って10人なので、1人130万円強の事業費がかかってくるわけで、上限の1万5,700円掛ける12カ月ということになると20万円を下回るわけですがけれども、枠配分ということで、予算の要望の仕方が変わってきた中で、別に私は高くしてくれということを行っているわけではありませんけれ

ども、事業費に対するサービスを受けられる方の、こちらを選ばれた方、あるいは判定委があちらに行ったらどうですかというふうに勧められるわけですが、そういうことを総合的に考えたときに、本当に所得が全く考慮されなくて、上限がこういうふうを設定されることが本当によかったのかなというふうに思うんですが、他市においてもこういう運用の仕方がされているからこのように決められたのか、ちょっとその辺の状況もわかりましたら教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

村上指導保育士。

○指導保育士（村上祥子君） 他市の状況とあって、特別支援クラスは知多市のほうが先進でやってみえますが、近隣では、特別支援クラスを園内に設けているところを今のところ私はほかには聞いておりません。そちらのほうは、知多市のほうも同じ額だと聞いています。

それから、つけ加えまして、障害者基本法とか障害者差別解消法が出ていて、その中で、今、インクルーシブとあって、健常児と障がい児が同じ場で生活を共有するということが国のほうが進めていますので、そういった形で、当市においても障がい児に手厚くということによってこういった事業を起こしたわけです。ですので、金額のことを言われますと、園児と違うというような、先ほど申し上げました時間帯のこととか、それから、保護者の就労にも制約が出てきますので、そういったことも鑑みると妥当かと思われまます。

終わります。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 第64号に対して、賛成の立場で討論をいたします。

私も保護者の方から、この間、母子通園を続ける中で、保護者の負担や保護者自身の自己実現といいますか、就労だったり社会に出ていきたいというふうなこともぜひ酌み取って、サービスを市は行ってほしいというふうなことを聞いていました。

また、そういった障がいを持っている子どもであっても、全ての子どもの教育に責任を持つというのも自治体の責任でありますから、こういった多様な要望に答えていくことが大事と思っています。

一方、今の議論の中にもありました療育料に関しては、固定の額ということもありますけれども、同時に健常の子どもに比べると、自宅の内部の装備であったり、そういったも

のもお金がよりかかるということもお聞きしておりますので、今後一層特に低所得の方への利用料の低減などに努めていただきたいということを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 賛成の立場で討論をいたします。

必要なサービスだろうというふうにも思います。ただ、いろんなところで財源不足ということをよく耳にいたします。豊明市が、どういった方に対するどういったサービスにより手厚く税金を投入していくのか、あるいは、どういう方々に対しては応分の負担をお願いするのか、その辺のところはきちっともう少しわかりやすくというんですかね、障がいをお持ちの方についてはこういうふうですよというふうに明確になっていく中の1つの事業であればそれはいいですが、一つ一つ出てくる中で、一つ一つの事業の中の理由づけ、妥当性、的確性ではなくて、全体の市の考え方の中で、子育て世帯なのか、共働きなのか、ハンデをお持ちの方なのか、所得の低い人なのか、どういう人たちに特に、福祉部門ですので、手厚くしていくのかというところの方針が十分見えてこない、なかなか判断がしづらいというのかな、総合的に判断することが議会としては難しいということがあります。なので、この事業については、必要な事業だというふうに思いますし、求めもあって応じていかれることなのでよいかと思いますけど、できれば全体像としての福祉のあり方、市の方針というものをどこかで明確にお示しいただいた中で個別の事業が動いていく、負担が適正にというのかな、求められていくというような流れを示していただくことを期待して、討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第67号 豊明市国民健康保険税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議ありの声がありました。

簡潔に説明をお願いします。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） では、本会議で読み上げました内容ですが、一部税率等の細かい内容等が入っておりますので、その部分につきましては本会議の際に資料でお配りしているかと思っておりますので、そちらのほうを御参考にいただくということをお願いしたいと思っております。

では、改正文の御説明のほうを本会議と同じような形で読み上げさせていただきます。お願いいたします。

では、この案を提出いたしますのは、国民健康保険における税額等を改正する必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明いたしますので、議案のほうを1枚おめくりいただきたいと思っております。

今回の改正は、国民健康保険税の税率等の改正及び行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う改正を行うことが主な内容でございます。

第1条におきましては、国民健康保険税において、税率の改定及び番号法施行による申請書に記載する事項に個人番号を追加するための改正を行うところでございます。

では、税率の改正の内容につきましては、先ほどの資料のほうでお願いをしたいというふうに思います。

あと、2ページ目の中段になりますが、条例第24条の3第3項における、申請書に記載する事項に、番号法による個人番号の追加をいたします。

続きまして、第2条は、平成25年に行いました税制改正に伴う改正において、附則中における一部箇所の施行日について、関係法と不整合が生じておりましたので、豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、これは平成25年豊明市条例第38号というものですが、こちらのほうの一部を改正し、当該部分の施行日を、平成29年1月1日から平成28年1月1日に改めるものでございます。

なお、この附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日より施行いたします。

ただし、第1条のうち、番号法施行に伴う条例第24条の改正部分については平成28年1月1日から、第2条の改正規定については公布の日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 この国民健康保険、国保税、特に均等割、平等割について今まで改定を控えてきたという経緯もあるようですけれども、結果として、一般会計からの赤字繰入金が膨らんできているということに対し、保険税が県内でも低い設定になっているということは、今後、平成30年から国民健康保険制度が都道府県化されると聞いていますけど、そのときにどのようなことが考えられるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 県から都道府県化をしますと、納付金のようなものを求められるという形になりまして、私どものほうは、税で取ったものについて納付金として払うというような形になります。そちらについては、標準保険料率というものを納付金の額に応じて県のほうが設定をしてくるわけなんですけど、そちらのほうと私どものほうの設定の間に大きな乖離ができてしまうというようなことがあるということ、それから、あとそれで保険料を徴収した際に、きっちりと負担金を納付できるだけの財源になるかどうかというようなことについては、確保できないということも生じてくるようなことがあるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 資産割のほうについては、御説明の中で、所得と必ずしもリンクしていないとか、豊明市の分しかわからないとか、低所得者であっても賦課されるといった問題があるとお聞きしましたけど、そのような資産割が、本市は他市に比べて高いと思えますけど、この点について、どうお考えですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 委員おっしゃるとおり、不公平な部分というのは、さきに説明会をさせていただいたときにもちょっとお伝えをしているかと思うんですけれども、そういった部分がある資産割について、今後もそのまま賦課していくというのはやはり難しいことではないかなというふうに思っておりますので、その部分については改善をしなければいけないと。他市についても同様な認識でございます。

あと、平成30年度以降は県のほうの試算の中にも資産割というものが入ってこないということを知っておりますので、将来的にはその辺の方向も含めまして、なくしていく方向で進めていこうというふうには思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 もう一つお願いします。

後期高齢者支援金、介護保険納付金といった、いわゆる分担金的な要素として支払う分に対して、それに充てる分が明確に足りていないということは、本来国保の加入者の分の介護保険料などを税金で賄っているということにはならないでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これもちょっと御指摘のとおりであります。制度上、各健康保険が保険料から後期高齢者の支援金というもの、それから、これは後期高齢者の運営のための各健康保険が持つ分になります、そちらのほう。それから、あと、介護納付金というものがあります。こちらのほうは、介護保険の運営のために保険料として、40歳から65歳までの間の方について、保険料として各保険で徴収する分ですが、そちらのほうが少ないということについては、それで、その部分に市税を使っているというような形になってしまいますので、ちょっと言い方は悪いんですけど、肩がわりをしているようなイメージが出てきてしまうという部分はあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの回答の中で、県に移行の30年の問題が先ほどの回答の中でございました。それを含めて、もう一度、大変申しわけないですけど、今回の改定理由を少し箇条書きで整理をしていただくとありがたいなと。そういうことで、変更理由というか、改定理由というか、増額理由を、これをもう一度、これは何回でもこの中にも書いてありますし、あれですけど、その点をお聞きしたいのと、もう一つ、この改定ができなかった場合に、どのような影響が生じるのか。どのようなリスク、リスクというか、リスクになるかどうかはちょっとわかりませんが、改定ができなかった場合はどうなるかということについても、この2点についてお伺いしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、その内容ですが、もう一度ちょっと整理をしつつ御説明をさせていただきたいと思います。

大きく3つの内容があるという形になっております。1つは、資産割の問題でございます。資産割については、従前から、先ほどもちょっとお話をさせていただいておりますが、その趣旨において、若干不公平な部分、あと前時代的な部分があるということがありまして、そのような批判もあるというようなところがあります。その資産割については、現状県内でもトップクラス、ほとんどトップに近い税率のほうで設定をしてございますので、そちらのほうを順次低減していきたいというところが、まず資産割を下げるという方向の理由でございます。

それから、もう一つですが、均等割と平等割につきましては、こちらについては、設定額について、県下の他市に比べると非常に低い設定をしてある状態にできているというところがございます。こちらについては、先ほど平成30年度のお話をさせていただきましたが、そちらについて、標準の保険料率が設定されてくるということになりますと、ここは恐らく提示される額としては、この部分としてはかなり引き上がってくるというようなことの見込みが、実際これがまだ提示されているわけではないんですけども、恐らくそうであろうというような推測が立ちますので、そちらのほうを、先ほどの資産割のほうを下げるかわりにこちらを少し上げさせていただくというような方向で考えているということですね。これは計算上の話になりますが。

それから、あと、もう一つ、後期高齢者の支援分、それから介護の納付金分、先ほど蟹井委員のほうからも御質問いただきましたが、そちらのほうについての所得割を引き上げる件でございます。こちらについては、先ほども申し上げましたが、後期高齢者医療のために豊明市国保が負担する分というのがあらかじめ決められてくるという、それから、介護納付金の分の豊明市に入っている方の一部の方の保険料負担という形のを国保が支払う義務があるんですが、そちらについて、設定がやはりかなり低いと、これは所得割、それから均等割、平等割、全てかなり低目の設定になっておりますので、そちらのほうについて、低いということで、取れている金額がやっぱり少ないというところになりますので、そちらについて、どうしても財源不足になっていて、それを医療分から食うのか、それとも一般会計からの繰り入れのほうで賄うかということになっていきますと、実際は一般会計の繰り入れから賄っているような形になってしまっているというところでもありますので、こちらを、財源の捻出がなかなか難しい部分でありますので、この部分については少し引き上げをさせていただきたいというところがございます。

あとは、30年度の都道府県化に対して、若干の引き上げというのはやっぱり避けられない部分だと思いますので、今年度行うのは、それに対して激変緩和の意味も含めて行いたいというふうに思っているところです。

2つ目、今回改正しなかったらということだと思うんですが、そちらのほう、まず資産割については、先ほど御説明したとおり、かなり高い税率になっているということ、それから、それに対して、やはりちょっと不公平ではないですよというような意見もあるということがございますので、不公平な部分、問題点を是認しつつ、まだ高い金額をまとっていかなきゃいけないのがどうかというところがございますので、そちらについて、大丈夫かなという部分があるというところですね。

それから、一般会計の繰入額につきましては、今後保険税の調定額がふえるということとはなかなか難しいというところがございます。

あと、実際の公費の部分も、これ以上たくさん入ってくる見込みというのが、若干はございますけれども、今の繰入額をゼロにするような動きでの財源補填というのはまずあり得ないと思っておりますので、そのあたりについて、一般会計のほうの繰り入れに依存するような形になりますと、一般会計を圧迫するような形になろうかと。あと、財源不足が続いた状態で、もしも一般会計からの繰り入れがなくなってしまったような、減らされた場合については、国保自体、本当の意味での赤字経営になってしまうという形になろうかというところがございます。

あと、都道府県化に関しての部分でございますが、先ほどちょっと申し上げましたけれども、実際に提示される部分に我々はちょっとある程度沿っていかなくちゃいけないという部分があるかと思うんですが、そちらについて、税率の設定のほう、かなり低い設定になってしまうという形になりますので、例えば30年度の段階で、今回ちょっと引き上げをしないと、一度に30年度で上げなくちゃいけないということもちょっと生じてくるのかなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 応能負担の割合、それから応益負担の割合ということで、いただいた資料のほうに、これは国の方針だったのでしょうか、50対50の割合というものを紹介しつつ、豊明市の実態が65対35であるというふうなことなんですけど、もしこれを、今回提案分に変えると、どれぐらいの割合になるということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 賦課割合ですが、65対35という部分は、医療分、後期分の部分になってまいります。介護分はちょっと違う形になっているんですけども、医療分については、現状が65.5対34.5ぐらいなんですけど、それが60.9対39.1ぐらいという形になります。

それから、後期分については、65.8対34.2ぐらいなんですけど、そちらが63.4対36.6に、それから、介護保険分については46.4対55.6と、こちらはちょっと逆になっている形になっておりますが、そちらのほうについては55.8対44.2という形になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 現在、国保加入世帯の方々の中でも滞納の問題が出ておると思います。一部の意図的に納めない方を除けば、その滞納の方というのは、たしか低所得の方がやっぱり多いというふうなことになるのではないかなと思うんですけども、そういった方々も今回の改定によって負担増の対象になっていくかどうかと、こちらの資料でモデルケースでしたか、4パターンある中で、所得の現状も設定した上でそういうふうに見込んでおられたようなので、そういった見込みというのは何か持っていらっしゃいますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 先ほど委員おっしゃるとおり、まず納めない方は納めないというちょっと現状が正直あります。それから、あと、納めたいんだけど、どうしても納められないという方は、それに比べてわずかですが確かにおられるということはあるかと思えます。

今回、低所得者軽減のかかるような方につきましては、私ども、基本的には他市町村に比べますと、均等割、平等割のレベルが非常に低いということがありますので、それは少し引き上げをしておりますが、他市に比べてはまだまだ低い状態にあるというところがございますので、例えば、7割軽減の方ですと1,000円上がる場所は300円しか上がらないような形にもなりますので、所得が少なければ少ないほど大きな額が上がるという形では、実際割合でいきますとありますけれども、大きな額が上がるという形には必ずしもならないという部分がございますので、そういった意味からいきますと、物すごく深刻な事態を考えているということではございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほど都道府県化の件ですけれども、いつごろおおよその目安額が提示されるか、わかりますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これ、県のほうは国保中央会に算定のシステムをつくらせているという経緯があります。非常にたくさんの要素を入れて、それで算定をするという形になっていまして、それが今ちょうど仕様が出たところなんです。それを、仕様をこれから積んでいって、一応29年の早い時期には出したいというようなことは言っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 29年度じゃなくて、29年。

（29年度ですの声あり）

○山盛さちえ委員 度ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどのお話の中で、本市が一般会計のお金を大分繰り入れながら運営をしておるといってお話で、このまま続けた場合、どんどんそちらの財政を圧迫するというふうな趣旨だったかと思えますけど、ここしばらく見ても、先ほどお話があったように、国保の会計としては大幅な赤字というところまでは行っていないのではないかというふうに認識しておるんです、もちろん繰り入れを含めればの話ですけど。そういう意味では、法定の繰り入れの額とそれを超える部分とでいえば、本当に今後どれぐらい苦しくなるんだろうかというふうな、そういう想定なんかはなさっているんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、保険税の部分については、改定なしでいけば財源としては伸びることはまずないと思っております。逆に、加入者数が若干、今、後期高齢のほうに少し流れてきておる部分がありますので、ちょっとずつ減っているというところもあります。なので、調定額としてこれ以上ふえてくるということはないのかなというふ

うに思っております。

あと、それに対する給付としましては、これは実は単価的にはやっぱり上がっていく方向にあるということになっておりますので、そのあたりについては、今度は確実に減っていくかどうかというところについては、減っていく部分は人の減に比べるとかなり少ないのかなというふうに思っております。

あと、若干公費のほうで対応する部分があるというところなんですけれども、実際1人当たり数千円ぐらいのものになってくるということになりますと、今の赤字の部分を劇的に緩和といいますか、補填するようなものにはちょっとならないのかなと、私どものほうの一般会計の繰り入れの度合いを見ていますと、そこまで劇的に変わる部分ではないのかなというふうに思っておりますので、そういったところからいきますと、今後も余り明るくないといいますか、厳しい状態であるのかなというふうには思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議質疑の中で、8%消費税増税によって社会保障費のほうに回ってくる。それが5,400万円ほどだという答弁があったと思うんですが、それは国保会計に入ってくるのか一般会計のほうに入ってくるのか、どちらなんですか。

それから、もう一つ、額は確定していませんが、もう少しありそうな答弁もあったかと思いますが、あわせてお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回の今年度入ってくる形になっておりますものですが、一応公費として充てますよというふうになっておりますが、基本的には法定内の繰り入れの部分を、先ほど山盛委員おっしゃいました5,400万円ぐらい膨らます形になっておりますので、実際はそれに対して国費の補助があり、あと県費の補助があり、あと市の完全な持ち出しの部分があるという形になりますので、一応国保会計としては膨らむ形になりますけれども、それに対して市の持ち出し分というのがやっぱり出てまいりますので、その部分としては一般会計のほうでの負担が出るという形になります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） ちょっとごめんなさい。私もちょっと答えていておかしいなと思いました。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 一般会計に入るのか。

○保険医療課長（浅井俊一君） そうですね。一般会計のほうの繰り出しがふえる形になりますから、一般会計はまず一時的にそこを、5,400万円負担しなきゃいけないんですけども、それに対して国費と県費が入ってくると、補填があるという形ですね。そうすると、国保のほうは繰り入れをしますが、国保のほうはまず5,400万円は少し浮きますよと。一般会計のほうは一時的に繰り出しをしていますので、その部分としては一瞬支出がふえますけれども、それに対して、半分なり4分の1なりの補填が入ってくるという形になりますので、大体4分の1ぐらいは市の持ち出しという形になるかということになります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 要するに、消費税増税による、国保に対して、今の一般の会計から平均3億ぐらいから4億、5億を山があって、繰り返しているような状況ですよ、今。一覧表でグラフをいただいたのを見ると、ぐぐぐっと上がって行って下がって、またぐぐぐっと上がって行ってというような、このグラフを見せていただくと。

（後から、前回お配りしたやつですの声あり）

○山盛さちえ委員 赤字で、赤字繰り入れというような、赤字繰入相当分ということで、グラフで平成5年から平成26年までの数字をいただいております、それを見ると、がくんと下がって、翌日からまた徐々に上がっていくということが、ここ10年間ぐらいを見るとそんなような傾向があって、最長が5億円ぐらいというような、そんな波を打っているというふうに、過去の経緯からいきますと、そういう状況になっています。仮に5億円が今後推移していくと、減らなくて、5億円だとしても、5億円が5,000万ぐらい減って4,500万円ぐらいになるんだと、どっちに入ってもいいんですが、最終的に一般会計からの繰り入れがそれだけ少なくて済むというような状況なんですか。消費税増税による社会保障費を国が見るというのによって、豊明市の一般会計からの繰り入れにプラスに働くような部分があるのかないのかを教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 先ほど申し上げたとおり、財源としては、これは固定的に、その部分だけ制度が変わりましたので入ってきますから、今年度の計算でいくと、5,400万については国保のほうにまず入ってきます。ただ、実際は5,400万、また難しい話なんですけど……。

（プラスかマイナスだけ言ってもらえればいいの声あり）

○保険医療課長（浅井俊一君） プラスにはなります。プラスにはなりますが、そこに対してちょっと減る要素もありますので、5,400万がずっと、今後確実に5,400万だけ分が助かるわけではなくて、若干そこで目減りされる部分もありますということですね。

（丸々ではないということですねの声あり）

○保険医療課長（浅井俊一君） そうということです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 ちょっと金額だけ確認させていただきたいんですけど、26年度の決算カードから拾い出しますと、国保会計で、法定の繰り入れも含めて、法定プラス赤字を含めると、普通会計からの繰入額は決算カードでいくと7億6,420万3,000円、介護保険の事業に対して普通会計からの繰入額が、法定ということですけど、法定だろうが赤字だろうが、いずれにしても一般会計からの繰り入れが5億8,035万5,000円、それから後期高齢者のほうで同じく普通預金からの繰入額が9,620万9,000円、合計、いずれにしても、法定だろうが赤字だろうが、一般会計から市の会計に流れている、あるいは次以降に繰り入れしているという合計は14億になるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

○保険医療課長（浅井俊一君） 確認だけさせていただいていいですか。質問の内容の確認なんですけど。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それは、ごめんなさい、今回の国保の中の特別会計ではなくて、介護の特別会計とかの部分のことをおっしゃってみえるということで。

○宮本英彦委員 はい。そういうことも含めます。

介護と後期は国保では直接ありませんけど……。

それが別事業ですので、なければ、要するに、国保だけで赤字と法定を繰り入れて7億6,420万3,000円と、これが一般会計から繰り入れられているということによろしいですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） そのとおりであります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 これもまた以前いただいた27年度保険料の愛知県の比較表で、医療分、

後期分、介護分合計ということで、名古屋市をトップに長久手市までの全ての所得割とか均等割とか平等割とか、金額と順位を示していただいております。先ほどの説明の中にもありましたけれども、本市においては資産割が高いということでした。確かに医療分においては県内で1位、後期分においては5位、介護分においては9位、全体を見ると3位という状況になっていることは確かで、ここが不平等感だということなのですが、ほかにもまだ、もちろん1位の次は2位、3位というふうにあるわけですから、資産割がまだたくさん残っている自治体もありますが、こういったところの動きというのが、都道府県化に合わせてどのような動きになっているのかというのは御承知になっているのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 一応、県内の動きとしましては、同等な意見を持つておるところは幾つかございます。資産割については減らし、これは都道府県化になるかならないかというところ以前の問題で、そもそもこの資産割についてというところで、かつてからかなり高いところがあったのを下げているところもあるんですけども、というのは全体的にももちろん進んでいるようなことでございます。

ちょうど今上程されていると思うのでいいと思いますけど、例えば2位の岩倉市さんも同様な形で資産割を下げて均等割を上げるというような形のものが実は今議会ぐらに出ているかと思っておりますので、あと、総じて、中にはそこに無関心といいますか、今のところ予定はないよとおっしゃるところもあるんですけども、ある程度のところ、例えば、この辺でいきますと、みよし市さんとか、そのあたりもそんなようなことをうかがっております。特に資産割が高いということではなくて、資産割については、基本的にこの際なくしてしまおうというようなことも考えているところもあるようですので、一応そのような動きのほうは確認はしております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、都道府県化になると、先ほどの説明だと資産割というものがなくなるというような私は理解をしたわけですけども、それに合わせて割合を変えていかないと非常に急激に保険料がはね上がるというか、影響してくるということなんでしょうか。無頓着なところもあると言われると、そうすると、そこは大きく影響を受けることになるんですけど、もう一度お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 先ほど申し上げたのは、計算する上で資産割というのは想定をしていないということをいいます。資産割があるところないところがありますので、

計算する上で全パターンをつくるのがとても大変、なおかつ資産割のほうがあるかないかで率を決めるのが大変なものですから、基本的には資産割はない形で計算をするというのが県の考え方です。ですので、資産割を残す残さないというのは、ある程度市町村の裁量という部分がございます。

ただ、ここで私が申し上げているのは、資産割のほうを都道府県化に対して完全にそれに合わせてなくすということではなくて、資産割のもともとの意義からいくと、やはり不平等な部分というのがかなりございますので、その上でなくしていきたいというのが本来の趣旨であります。ただ、実際は平等割、均等割とか、そのあたりにも影響してくる部分ですので、そこは一体で考えていきたいということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、今度は都道府県化、一体になったときに、今のような医療分、後期分、介護分、所得、資産、均等、平等というような、それぞれのこういう割合とか金額というような形にはなっていない、もう少し料金体系といたしまししょうか、仕組みが大きく変わるということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 一応、今回示されるのはあくまで標準なんです。ですので、中には資産割をとりたいよというところがあるかもしれません。それは、資産割をとることに対しては、何もいけないということは書いてありませんので、それは市町村の設定によっては可能なことになります。ただ、もともとこの金額のほうを納めなさいというところがありますので、それに対して、割と標準に近い形で作っている、50対50のようなイメージで作っている標準というものをある程度守りなさいよ、参考にしなさいよというふうになっているというところがありますから、例えば資産割をとるところについては、基本、例えば所得割のほうをその分だけ下げるといような形で作っていくのがモデルのイメージになりますので、ある程度市町村の裁量というのはやっぱりききます。ききますけれども、それを劇的に標準から変えるのは、やはり同じ全体の健康保険になりますので、県の単位の、そこで、ある程度少し市町村の差はあるものの、基本的には同じ方向にしなきゃいけない部分がありますので、そういうふうな意味で、ある程度市町村のほうに裁量があるというぐらいのレベルで考えていただければいいなと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、医療分、後期分、介護分ということについては、出先と

いうか、それぞれに介護なら介護のほうに、後期高齢なら後期高齢のほうに負担をしないといけないので、自治体にある程度の枠として額が示されてくるのだろうけれども、ただ、その中の分け方については、自治体の裁量で分けることができると、そういうこと、資産割があってもなくてもどちらでもいいわけですから、大体の割合さえ確保して、先の機関に、介護なら介護保険の何かわからないですけど、支払基金になるかわからないですけど、そのところにきちっと負担金として納付できれば、それで市の責任は全うできたという、そういうような仕組みになるんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） あくまで税率設定は市町村に委ねられているんですが、参考にしなさいということになっておりますので、ある程度の基準を示していくので、これには基づきなさいというような方向でありますので、それについて、どういう方法でとるか、先ほどの3方式でとるのか、3方式というと、資産割があるかないか、中には平等割はないよというふうにするところもあるんですけども、そういうようなことは大丈夫なんですけれども、ただ、やはり50対50とか、そういうような比率については、ある程度見ていかなきゃいけない部分があるというふうに考えております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 どうして50対50だけそこまで厳密に言われるんですか。それは裁量ではないんですか。そこが決められているので、今回の改正が必要になってくるのか。その部分が重要なので、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 50対50と今たまたま私、申し上げたんですけど、あくまで、先ほど資産割があるかないかという比率でいくと、こっちが50でこっちが50という話でさせていただいたので、例えば55対45ぐらいということでも別に構わない部分であるかと思えます。ただ、先ほど申し上げたんですけど、各市町村間で余り過大に差が出てしまうと、例えば転入、転出したような場合ですとか、同じ保険なんですけど、こっちからこっちのまちに行くと、今はたまたま保険者がみんなばらばらです、ただ、今後、基本的には県で一体ですと、保険証は別に打つんですけど、財政の根拠といいますか、そこはもう一体だもんですから、余り市町村間で大きく差が出てしまうというのはよろしくないというところが標準保険料率という部分になってまいりますので、そのあたりについて、ある程度の裁量はあるという形での判断でお願いしたいと思えます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほど申し上げたのと同じ表なんですけれども、豊明市の医療費の1人当たりの順位は、順位がいろいろ示されていて、医療は豊明はとても高い、1人当たりの医療費、ごめんなさい、表を見間違えました。

別の表の、26年度決算ベースの県内比較というのがありまして、これも名古屋市から長久手までの一覧表で、1人当たりの医療費水準、それから国保税の調定額、さらには一般会計からの繰入額で、それぞれに1人当たりの額と順位を示した資料をいただいています。それを見ると、豊明市は確かに医療費は2位という、26年については2位ということで、平均33万円ということになっておりまして、国保税については全体でいくと30位ということで、1人8万8,000円強ということで、確かに自治体全体の中では国保税は安いと。繰り入れが全体で4位ということで、国保税が低いことによって、医療費の高い分一般会計からの繰り入れが多いという、そういう順位から見てもそれは見てとれるんですが、ほかの自治体を見てみると、例えば瀬戸市さんの場合は、医療費1人当たりが1位の33万8,000円何がしと豊明より高いです。しかし、国保税については34位ということで、真ん中よりも安いというような順位になっていますね。真ん中よりちょっと高いのか、3分の2ぐらいのところにある。繰り入れについては31位ということで、1人当たり4,190円、豊明の2万8,929円に比べると、大変一般会計からの繰入額が低い順位になっておりまして、医療費が高いのに、国保税がさほど高くないのに繰り入れが非常に低いという、こういう現象が起きています。これは、ほかの自治体を見ても、似たような、医療費が高ければ繰り入れが高いというような、多いというような、そういうことに一概にはなっていないんですけれども、担当としてはこの辺をどのように分析をされていったのでしょうか。なぜこういうことが豊明においては起こってくるのか、御説明いただけますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、医療費の水準としては、これ、年齢構成とか、いろいろな市町村間の差というのはやっぱり出てきておりますので、おのずと高齢者が多いと医療費は必然的にやっぱり1人当たりは高くなるというようなことはあります。

あと、医療費についても一つあるのは、必ずしも一律の水準でずっと推移しているわけではなくて、豊明市はたまたま大きな病院があつて、医療機関にかかりやすいというような現況もありますので、総じて高いという形になっておりますが、例えば先ほどの瀬戸市さんでいきますと、今まで余り高くないところが急にここ、瀬戸市さん、高くなってい

たりするものですから、ちょっと別な要因があったり、例えば大きな入院をされてみえる方が結構何人も実はいてというようなことも重なっている部分はあるかと思しますので、一概にちょっと、一応私ども豊明市は大体ベスト5に必ず顔を出している市町村でありますので、総じて高いかなというようなイメージでおりますので、そのあたりで若干差があるという部分、それから、あと、調定額につきましても、これは年齢構成によってやっぱり変わってまいります。所得の例えば多い方が多いような、若い方が多いとどうしても所得が高くなってまいりますし、高齢者が多いとやっぱり低くなってくるような事情もあります。

それから、あと、繰入金につきましては、これも先ほどの給付と税のほうの割合も含めて、あと、もう一つは基金とか、そういったような部分で、取り崩して運営しているようなところがあったり、あと、補助金関係もそれに応じてまた変わってまいりますので、確かに山盛委員のおっしゃるとおり、一概にこれが完全な順位づけかと言われればそうではないんですが、ある程度市町村の概要といいますか、特に豊明市については、これが恒常的に続いておりますので、こういうような事態のほうの確認をいただくにはこの表がいいのではないかという形で提示をしたものであります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういう意味からいいますと、瀬戸市は特別事情で急に医療費が伸びてランキングが上がってきたということだとすると、大体今までよく上位にあった犬山市3位、尾張旭市4位というところを見ますと、医療費の順位が、尾張旭が15位、豊明は30ですよね、繰り入れが30位なので、非常にこれも繰り入れが少ない。一般会計からの繰り入れがうちが29万ぐらいですので、6,000円ぐらいなので、非常に1人当たりの繰り入れが少ない。それから、犬山市さん、医療費3位ですが、国保税についてはうちより安い、一番安い37位ですよね、税がとても安い。一般会計からの繰り入れが13位ということなので、医療費は上位にあるけれども、国保税は安いけれども、繰り入れもさほど高くないというのが、瀬戸市さんが特別例だったとしても、3位、4位のところもちょっと豊明と違う動きをしてくるんですけれども、これも今言われたような、そういう事情で全て説明がつくのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず尾張旭さんですが、今1人当たりの調定額を見てい

たゞきますと、豊明市に比べて1万円近く高いということになるかと思うんです。1万円高いということは、全員の被保の数からいきますと、かなり高くなるということではないかと思ひますので、必然的に繰り入れのほう安くなるということはあるのかというふうに思ひております。

それから、あと、犬山市さんにつきましては、安いにはちょっと事情があります。何かといいますと、昨年度、基金を全部崩して資産割を全部なくしたという意図がありますので、そこで、かなり高かった資産割を全部なくしてしまっている。その分だけ無理やり安くしているということがあります。そういうことをちょっとお聞きしてありますので、その分についても、安いという理由はそこにあるかというふうにはちょっと思ひております。

ちょっと私の知る限りであります、以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 国保税が1万円違えば、加入者数で割ると相当な額になるというふうには、それは確かにそうだと思いますが、法定繰り入れについては、2万9,000円ぐらいが6,000円なわけですから、これも加入者の人数で当然割っているわけですから、これもかなりの差額が出てくるというふうには、私はちょっと、2万円以上の差がついているので、保険料は1万円の差で、繰り入れは2万以上の差がついているので、ちょっとその辺がよくわからないんです。

何が言いたいかという、先ほどの理由によると、一般会計からの繰り入れに頼るのはちょっと厳しくなってきたから、だから、1つは今回値上げしたい。もう一つは、資産割というのは不平等なので、そこを是正する必要がある。大きく言えばその2つの理由だというふうには私は理解したわけ。資産割のほうは、ある意味理解はいたしますが、一般会計からの繰り入れの部分については、本当に何かもっとできることはなかったのだろうか、医療費の問題で、もっと抑制することはできなかったかとか、いろいろの絡みの中で、豊明だけが非常に繰り入れが多いものから、いろんな努力をしても、なおかつもうどうしようもないという状況に本当になっているのだろうか。先ほどの5,400万円とまではいかないにしても、それなりに入ってくるのが見込まれるけれども、4,400万円今値上げしなければ本当に立ち行かないのかどうか、そういうところが、29年にはおおよその額が提示されてくるわけですね。そのときに、それを見越した上で、物すごく激変になるのか、さほどでもないのか、その辺のところも見越してからではいけないのか。そういうところが何となくまだ不透明なわけで、今の順位のところの説明を求めているわけですが、わかるように教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今回、所得割を一部上げるというところ、後期支援分と、それから介護分について上げるというところについてもう一度御説明をしたいと思うんですが、後期支援分、介護納付金という分については、全体の、例えば後期支援分で行きますと、これは各健康保険に求められる金額でありまして、例えば我々のような共済のほうにも求められているようなものであります。それから、ほかの健康保険組合にも同じような形で求められているようなものなんですが、全体に1人分、1人が負担すべき金額というものを各健康保険のほうにほとんど人数割のような形で分けているという形になっております。それについては、私どもが何か努力して減らせるものかというところになりますと、これは減らない部分です。各それぞれの健康保険のほうに割り振られる部分でありますので、その部分については、介護保険でも同じです。介護保険も、豊明市の介護保険の計算とは違ひまして、全体の給付費のほうから、健康保険に入っている人の介護保険の分は2号被保険者といいます、2号の分を計算して、その分だけ払いなさいというふうに来るものです。それに対して、我々が、じゃ、その金額を埋めようかという形にしますと、まず1つは税として取らなきゃいけない部分が必ず生じます。それは間違いないと思います。それ以外に、じゃ、ほかに入れるものが何かあるかという、これは、何もありません。そうすると、この部分としては、必ずやはり一般会計からの繰り入れのほうに頼るしかない。または、医療分のほうで例えば余裕があれば、例えば介護ですと、実際介護で大部分の人も入れちゃう形になっちゃうんですけど、余裕があれば入れるような形になるとは思いますが、そういうことも、医療分のほうも実質赤字ですとできないということがあります。そうすると、まずは赤字の解決をする部分については、ここの部分というのは必須ではないかという形で、今回その分の引き上げのほうを提案させていただいておりますので、今後の見通しとしては、確かに若干の公費のほうが入ってくるようなことがあります、劇的にそれが緩和するかというのが、例えば、お医者さんに1回行かなければいいのかということでは解決できない部分の赤字がちょっと生じているのではないかなと私は感じておりますので、まずはその医療費の、医者に行くようにしなければいいとかいうものではなくて、本来に欠けている部分を何とか埋めたいという形で今回提案させていただいておりますので、その辺のちょっと趣旨のほうをお含みいただければというふうに思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本来の趣旨というふうには言われるんですが、豊明市は今まで応能と応益のバランスについても、国保税を何年も値上げを据え置いてきたという、それは政治的な判断というか、豊明市の姿勢としてそれを貫いてきたわけですよ。本会議の答弁の中で、別だと市長が切って捨てたような答弁があって、非常に驚いた、これは方向転換だと言われたわけですが、今まで何年と考え方として豊明市が守ってきたものを、そんなに簡単に方向転換というのは、余りにも答弁が本当に一言で済まされたことにちょっと驚いたわけです。だから、そんなに方向転換をするのであれば、もう少し時間をかける必要もあるだろうし、逆に見通しが、今言われたように、来年になれば都道府県化の数字もわかってくるわけだし、なぜそこまでもたないのか、29年になれば、なぜそこまで待てないのか。今まで5億円まで行ったらまた下がったりして、繰越金がたくさんになれば次の年の赤字補填分は減るわけですし、今のところそんなに医療費が、ことしだってめちゃめちゃふえているわけではありませんよね。そういったことからいくと、どんどんどんふえ続ける、あと2年間ですよ、ふえ続けるという見込みも本当に立っているのかなというのは、それはわからないわけですよ、結果なので。ですので、赤字を補填しなきゃいけないとか、一般会計に頼るわけにはいかないというのは、ここに来て市長がかかわって、今期になって、急にそういう説明が出てきたように私には受け取れて仕方がないんですけど、状態があと数年間もう少し様子を見るとか、そういうことはもう絶対不可能な状態と私は思えませんが、どうですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 市長がかかわったから国保の税率も方向転換をしたのではないのかという御質問ですが、そうではありません。これは前々から、前の石川市長にもこのことは御提案をさせていただいて、市長からの指示で一回税率を計算してみろというようなこともあってやってきた部分がございます。

それと、赤字繰り入れがあと2年もたないのかというようなことでございますけれども、先ほどの赤字繰り入れの表を見ても、その年に例えばインフルエンザや何か急激に発生したとなると、医療費がどんとかさんで、多少の繰り入れのばらつきはありますけれども、5億は多分必要になってくるだろうというような見通しは持っております。果たしてこの赤字繰り入れで、5億を一般会計から繰り入れるということについて、我々行政マンがいいとするという、そういうことは、私は考えたくありません。そもそも国民健康保険というのは、受益者負担の部分が多いわけです。

昨日、一昨日ですか、公的病院の繰り入れも、病院を持っていけば多いのではないかと
いう御質問があつて、公的病院というのは病院特会があつて、そこに繰り入れるのは、子
どもからお年寄りまで市民誰でもが医療というサービスを受けれる、だから、これを、赤
字を税で賄うことは、これは認められる。しかし、国保、これは特定の人が受けるサービ
スになります。ただ、国民皆保険制度というのがあります。ですから、ある程度の繰り入
れは、これはやむを得ないかなという、そういう考えは持っておりますけれども、基本的
には受益者負担ですので、その中で会計を回していく、これが一番健全な方法だと思ひ
ますが、それがもう長い歴史の中で無理があつた、そういう中でずっと来ておる。豊明市
は、いわゆる平等割、均等割については値上げせずに、平成8年に値上げしましたが、そ
こから手つかずで来ておるわけです。じゃ、果たしてそれがよかつたのかどうか、これ
やはり我々としては考えないといけない。だから、今これだけの繰り入れをしておるとい
うような実態もやはり分析をするとあるわけです。ですから、市長がかわつたからこれ
やるということではなくて、我々としては、ここの、国保の赤字を何とかしないかん、そ
のためになんか政策を打っていったらいいのか、どういう率の改定をしたらいいのかと
いうのは、もう随分前に考えながらやってきて、市長と相談の上、これ、ぜひやりたいん
ですけどということで、市長の判断をいただいて、議会に上程してきたということでごさ
いますので、市長がかわつたから方向転換だということではありません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） まだまだ質疑がありますでしょうか。

（はいの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） じゃ、会議の途中ですが、ここで10分間休憩といた
します。

午後2時15分休憩

午後2時24分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方、挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 議会に対する資料でいただきました横一の改正案と書いた資料の4ペ
ージのところ、医療分、後期支援分、介護分合計ということで、所得割から均等割まで
それぞれの現行と、今回の改正案についての増減の額、あるいは割合が書いてありますが、
それぞれについて、見込まれる金額、合計額をお示してください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 合計額。

（もう一度、じゃ、よろしいですかの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 例えば、医療分の所得割については5.6%のまま変わらないので、増減なしと書いてありますよね。その下の資産割が32.8%、21.8%まで11%下げるというふうに書いてありますが、11%下げることによって、どのくらいの税額が減るのか、あるいは下の、1人ですよね、均等割分、1,400円ふえることによって、全体でどのくらいふえるのかというのを、それぞれに教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） では、増減のほうですが、医療分の所得割の分から申し上げます。

医療分の所得割については、今、変更なしと言っておりますけれども、若干どうしても誤差の部分が出てまいりますので、その部分も含めてお話をしたいと思います。

まず、医療分の所得割ですが、大体53万4,000円ぐらいちょっとふえてしまうと、計算上でふえてしまうという形になります。それから、資産割については5,494万9,000円ぐらいの減額になると。それから、均等割ですが、2,037万6,000円ぐらいですね。それから、平等割ですが、2,992万3,000円ぐらいの増と。全体総じて69万4,000円ぐらいちょっとふえてしまうという形になるということです。まず、これは医療分になります。

次に、支援分になります。支援分の所得割のほうについては2,295万4,000円の増。それから、資産割については1,476万7,000円の減。均等割については553万6,000円の増。あと、平等割について748万1,000円の増。合計しまして2,120万4,000円ぐらい。

次、介護分になります。所得割が2,357万8,000円の増。資産割が265万2,000円の減。それから、均等割が88万5,000円の増。平等割が141万8,000円の増。これ、合計しまして2,322万9,000円。このような内容になります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 豊明市の限度額が今79万円でしたね。国は85万円までを一応上限額というふうにしてありますが、85万円の自治体も結構多くて、うちの79万円は低いほうかと

思いますけれども、仮に上限まで限度額を上げたときの税収見込みというのは、どのくらいになるか試算されておりますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これは、ちょっと済みません、しておりません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 以前引き上げられたときに、たしか1千何百万というような数字だったというような記憶があるんですが、今回値上げを考えられたときに、この限度額について全く試算もしていないことはちょっと考えられないんですが、すぐに計算できますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 済みません、この前後の税率で計算したことはなくて、26年度の部分で全部で幾ら下がるかというのは計算はしてある、ちょっと今資料はありませんが、計算はしてあります。

ここの部分の前後については、一応幾ら変わるかという計算が今ちょっとできていないんですけど、ちょっとお時間をいただければ、できないことはないです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 限度額を上げるということは、所得の多い人たちに負担を求めるということに当然なるわけですが、今の改正案は、どちらかという均等割、平等割の負担が多くて、所得の低い方たちに負担が偏るような改正案になっておりますので、私としてはぜひ限度額を引き上げたときの増収額がどのくらいになるかというのを知っておきたい気がするんですが、休憩をとって試算をしていただくことができる……。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 済みません、今できると申し上げたんですけど、ごめんなさい、これ、システムでつくっておりますので、そこの設定を全部変えてやるのに、ちょっと一、二時間では難しいかなというところがございます。申しわけございません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 早川委員が大変いろいろと情報をつかんでいてくれまして、27年7月9日の国民健康保険の運営協議会の会議録に、委員のほうから限度額が85万になったらど

うなりますかという質問に対して、事務局として、影響額としては1,200万円ぐらい収入がふえることとなりますというふうに答弁しているんですが、これは間違いはないですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） あくまでこれは26年度の計算で試算したもので、これは間違いはないです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、26年度現在であっても、そんなにすごく変わることはないという判断でよろしいですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 全く関係ないかと言われればそうではないんですが、若干枠としては上がるものですから、全体に底上げになりますので、ふえる部分としては出てくるかとは思いますが、遠からずぐらいの形ではないかなというふうに思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 それから、国保については、かつて事業仕分けの対象にもなりまして、そのときの判定の結果が、どちらかという高齢者であるとか所得の低い人たちがたくさん今状況として入る、そういう保険になっているので、かつてと違って、なので、一般会計からの繰り入れは、ある程度理解できるというような、そういう意見があったというふうに記録に残っておりますが、そのことももちろん承知ですよ。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 一応そのような結果がというのは存じております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっと保険料とは別の、今度はマイナンバーのことでよろしいでしょうか。

新旧対照表をいただいている、9分の7と書いてあるところの下を見るとわかりやすいので、その点について質問をするんですけれども、減免を受けようとする者は、名前と住所の後に個人番号をというのが追加されてくるわけなんですけれども、この個人番号が提示さ

れなかったとしても、この手続についての支障はないですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） こちらについては、厚労省のほうからちょっと指針のようなものが出ていまして、まず1つ、原則として、番号を書かないことに対して、給付なりの届け出に対する効力について制限をかけてはいけませんというふうになっておりますので、一応書いていただく、これはほかの業務でも同じだと思うんですけども、書いていただくことはまずお願いをしなきゃいけないんですけども、書けないよ、あとは、書きたくないよということであれば、私どもで書くか、または書かないでもそのまま申請を受け付けるというような形になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 国民健康保険の加入者がある程度御高齢の方も多いいいことを考えると、カードを持って記入していただくということに非常にリスクを感じるわけですけども、ふだん持ち歩かれることは避けたほうがよろしいので、となると、今、役所内に番号をお持ちなので、それでも十分対応できると、余り強制じゃないですけど、強くはお願いされなくても大丈夫ですね。

ちょっと余談を申し上げてよければ、たまたまちょっと、ある父の関係で自治体に行ったときに、相談に見えていらっしゃった方がみえて、ちょっと御高齢の女性なんですけど、ある方がみえて、写真を下さい、マイナンバーのカードをつくって差し上げるので、あなたの写真を下さい、そして番号を教えてくださいというふうに業者が回ってきたと。こういうことがあったんですけども、いいんですかというような御相談を市役所の窓口でされていたのを、たまたま隣で聞いたわけです。なので、多分番号だけをもってカードをつくって、その人に差し上げるということは間違いなくあり得ないわけですから、そんなことが、もうちまたでは起こっているということになると、マイナンバーに対する扱いというのかな、本人は非常に危険だなという意識を持ちましたので、こういうふうに提出しなければならぬというふうに強く求めていくことに対してはちょっとリスクが大きいなと思ったものですから、滞りなく事務が行われるというふうに理解してよろしければ、そうですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 山盛委員がおっしゃるのを最も私どもも実は危惧をしているところでありまして、特に先ほどおっしゃるとおり高齢者の人が多い、特に、ちょっとこれとは違いますが、後期高齢者も含めて多いものですから、そのあたりの議論としては、基本的には法としては書かなきゃいかんよというふうに書いてあります。それは、そういうことも考慮しないで書いてあると思うんですけれども、実際厚労省のほうも、先ほど申し上げたとおり、少しそのあたりについては柔和といいますか、その辺のリスクも含めた意味でこういう通知を出しているというふうに思っておりますので、一応そのあたりは十分に考えて運用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 今回の国保の改正については、時期尚早ということで、反対の立場をとらせていただきます。

資産割については不平等があるということは、それは理解しておりますので、どの段階でどの程度まで割合を下げるかということはまたじっくり考えればいいかと思いますが、その点についてはいいと。ただし、一般会計からの繰り入れを少しでも減らすために、どちらかといえば、モデル例で示してくださったように、所得の低い人たち、資産のない人たちからたくさんの負担をいただくことになってしまう、人によっては3万円ぐらいふえるというモデル例もあったかと思いますが、違いましたっけ、ありましたよね、ということからいくと、とても賛成できる状態ではない。消費税の関係で国から入ってくる、あるいは一元化による税の額もわからない、どのくらい激変緩和が必要かもわからない段階で、今このように改正するのは早いだろうと。今後、一切値上げするなどまでは申し上げるつもりはありませんけれども、現時点、不透明な部分が多い中での値上げについてはもう少し慎重になって、議会に説明ができるように、住民の理解が得られるほどの時間をとってから提案していただきたいというふうに思いまして、反対の立場をとらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 賛成の立場で討論に参加します。

今までの質疑を聞いておりますと、保険税、とりわけ均等割、平等割について、今まで

低く抑えてきたという経緯もありますが、結果として一般会計からの赤字繰入金が膨らんでいることに対し、保険税は県内でどちらかといえば低い水準にあるということは、先ほども出ていましたけど、平成30年から国民健康保険制度が都道府県化されるときに、県から求められる納付金に見合った保険税が確保できない、または、その確保のために、30年度に一度に大きく保険税を引き上げなくてはならないということが考えられます。

また、後期高齢者支援金、介護保険納付金といった分担金的な要素として支払う分に対して、それに充てる分が明確に足りていないということが一般会計からの繰入金がふえる原因となっており、制度上、各健康保険が保険料から払う後期高齢者支援金、介護保険納付金は他の健康保険の方がみずからの保険料にて後期支援金、介護保険料を払いつつ、別に市に納める市税により国保への繰入金として国民健康保険の加入者分を肩がわりしている現況には問題があると思います。特に65歳以上では、直接市に払う介護保険料は県内でもトップクラスに高いのに、さらに国保加入者分を負担していくことになっており、見直していくべきだと思います。

今後、都道府県単位化、国保の保険料、被保険者の負担はふえると思いますが、継続的、計画的に是正していく必要があると思いますので、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この国保条例の改定について、反対の立場で討論をいたします。

この条例改定の趣旨について、議論の中でも一般会計からの繰り入れによって市の財源の負担がふえていくというふうなことがお話が出ました。しかし、この間の市の会計を見ていると、一般会計が黒字が続いていまして、財政調整基金も今回補正の予算などを見ても、さらに積み上がって25億円でしたか、財政調整基金25億円というふうなところまでふえてきている状況です。そういうことから考えますと、この財政調整基金をしっかりと活用してでも医療のサービスを守っていくということが非常に重要なのではないかなというふうに考えます。

また、医療のサービスそのものの存在意義といいますか、部長の発言もありましたけれども、加入者の税によって負担をするべきというふうな受益者負担ということが前提にあるという認識でしたけれども、やはり保険の仕組みは幾つかあるのは別にしても、それぞれが国民の生きる権利を保障する社会保障の制度ではないかと。ですから、その運営を支えるための税の負担というのも、基本的には払える能力に応じて払ってもらおうという仕組みを堅持することが地方自治体にとってもやはり大事なのではないかというふうに考えます。

また、それぞれの分担割合の変更という部分で見ますと、資産割は確かに市が訴えるように高齢の方が住んでいるだけの家の負担でこの国保の負担が大きく負っているということを軽減することは確かに大事な面はあると思いますが、同時にその分を均等割や平等割で割っていくと、特に均等割のほうですか、1人頭で家族が多ければ多いほどかかりますし、また、生まれた子どもにじかにかかっていくというふうなことからすると、先ほど申し上げた、能力に応じて払うということの考え方に反するのではないかというふうな考えから、反対の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論します。

今回の改定が大きく4つ、1つが資産割の不公平感の解消、それと、均等割、平等割が県下で低い、そのことを踏まえれば、30年後の引き上げが想定されること、そして、後期と介護、この保険料が低いと、とりわけ一般会計からの財源からの捻出が多いこと、そして、4つ目が、30年に向けた激変緩和措置だと。そういうような理由を説明いただいて、仮にこれがなかった場合、資産割が高いので、30年には標準保険料率が適用されれば大幅な引き上げが想定されると、こういうようなことでございました。とりわけ30年の愛知県への枠組みに入るということを踏まえれば、当然、現行よりも高い保険料が求められることが想定されるということは、そういうことが想定されると私も思います。したがって、可能な限り県内で平均的な位置に改定すべきだというふうに考えております。さらには、後期支援分と介護保険料、いずれも大きな赤字になっているということ踏まえれば、今回の改定が、後期支援分と介護保険を中心に資産割の改定と、そういうような改定内容の提案でございます。

資産割についても、そもそもどうしてこの資産割が算定基礎になっているのかということについても、私自身も非常に疑義を感じるところでございます。私が会社をやめて国保に入るときに、自宅の土地と家屋が保険料の算定になっているということをお聞きして、これは非常にそのときに疑問に感じたということで、本来的にはやはり所得と人数がベースにあるべきではないかなというふうに思います。

さらには、今回、先ほども確認させていただいたように、一般会計から7億6,400万が繰り入れられて、もちろんこれは法定繰り入れも入れてですけれども、ただ、これを近隣市町と比較しますと、我が豊明市、普通会計の歳出総額198億の中で3.9%を占めているんですね。もっと多いところも金額的にはありますけど、歳出総額の中で占めている3.9%という数字は、実は近隣の中では断トツに高いんですね。ですから、やはりこの繰り入れは

一定程度は必要だとは思いますが。現に組合健保、会社員の方は組合健保に入って、組合健保の場合は半額が会社が負担している。それから、公務員等の方々の共済組合の方々についても、半額を税金で補填されていると。したがって、この国民健康保険の税率についても、一定の国の負担、税金の負担というのはあるべき姿だというふうには私自身も思います。ただし、その金額、ここら辺の問題については、これは大きく国に影響しますし、それから、その軽減についても、実は市独自で軽減措置をとるということが、国保については非常に狭い枠になっているんですね。ですから、これは国の法律でそういうようなことが決められていますので、これはもう少し大きなステージのところの問題だとは思いますがけれども、いずれにしても、このような一般会計の近隣市町に比べて断トツだという負担を踏まえれば、30年、県への移行、そのときで遅くはないのではないかという意見もありますけれども、私はやはり段階的にそれは是正すべきだと、あるいは改定すべきだと思ひ、本提案に賛成としたところであります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第67号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第67号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号 豊明市大蔵池陶芸の館条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

樋口生涯学習課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） それでは、議案第68号 豊明市大蔵池陶芸の館条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、使用料を徴収するために条例の一部を改正する必要があるからです。

1枚おめくりください。

改正につきましては、第8条として、使用料について定めます。それに伴いまして条ずれに対応したものでございます。なお、別表第1、第2にて料金を示しております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしまして、経過措置といたしまして、改正後の豊明市大蔵池陶芸の館条例の規定は、この条例の施行の

日以降に利用の許可を得たものに係る使用料から適用し、同日前までに利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例によるものといたします。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 大蔵池陶芸の館の件なんですけれども、事前の説明で、平成26年ごろから市民の方の利用の申し出が多くあったということで、私の耳のほうにもどういうふうにご利用したらいいのか、そういった話はよく入ってまいりました。今、こちら、月に1回の陶芸の教室の開催をされていると思いますが、それも含めて、平成26年度1年間でどれぐらいの方がこちらを利用されたか、わかりましたら教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 26年度の実績でございますけれども、開館につきましては、103日間の開館をしております。利用者数につきましては、延べ1,583人でございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 103日間、1,583人というのは、これは状況的に多いほうなんですか、少ないと思われませんか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 教室の部分と一般利用が今回入っておりますので、一般利用のほうについては少し多いかなというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっと今、数字をメモし切れなかったもので、もう一度教えてください。

陶芸教室が、26年、12コース開かれて、参加者は115名だというふうの実績報告書に書かれているんですが、それ以外の利用が、済みません、どのくらいだったでしょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 済みません、教室の部分を含めて1,583人でございます。

実は教室の部分については、ダブルカウント、トリプルカウントというものがありまして、この人数を減らしていただくと一般利用者というふうに考えていただければ結構かと思えます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、ここに書いてある参加人数115掛ける120を1,583から引けばいいということですか。そうすると、一般利用、26年度から利用の申し込みがあって、これ以外で利用された人数、非常にそうすると少なくなってまいります、そういうことでよろしかったでしょうか。その一部の人に対して今回この料金設定でということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 110名掛ける3回になっておりますので、その部分を引いてください。その引いた数が一般利用者ということでございますけれども、教室を使った方だけではなくて、ギャラリー、ただで入ってこれるというんですか、ふらっと入ってこられる方もカウントされておりますので、その部分は人数としてはちょっと正しくないかもしれないです。概算という形になります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、今回、別表1であるような料金設定をされまして、どのくらいの収入見込みを試算されておりますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 平成26年度の実績から算出いたしますと、16万円程度を収入というふうで見込んでおります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議質疑の中で、地域の利用を減免というような説明もあったかと思えます。また、その利用の目的といたしましうか、それについては、柔軟に使ってほしいということだったんですが、今の16万円の中にはそういったものは含まれずに、それを除いて計算された数字ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 減免部分は除いております。単純に利用される方がこのぐらいだろうというふうに踏んでおります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、減免利用はどのくらい、また、どこの地域を想定していらっしゃるのでしょうか。近いのは桜ヶ丘だったり落合だったりするわけですが、まさか沓掛からわざわざここに一般利用というのもちよっと考えにくいんですが、地域利用というので、どんなことをイメージしておられるのか、教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 特に地域性のものについては考慮しておりませんが、場所的に近辺の方が使われるということ想定しております。区・町内会でありましても、公的な利用という部分に制限させていただく形になると思いますけれども、仮に沓掛方面の方が使われたいという話でありましても、それについては柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 今後、こちらの陶芸の館をもっと多くの市民の方に利用していただきたいというふうに思うのですが、それに当たっての何か広報活動とか予定がありましたら教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 現時点では広報的なものは考えておりませんが、参考させていただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 地域は限定しないけれども、地域の方の公的利用は減免するというふうに言われましたが、公的利用を減免するという公的という意味がよくわかりませんし、なぜここはそのようにされたのでしょうか。ほかについても、ほかの公共施設について、区・町内会が利用されるときも同じように減免されているのでしょうか。整合性がとれて

いるのかどうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） もともと陶芸教室という特殊性のある場所でございますので、会議等については非常に使いづらいということがございます。基本的には、そこで会議をやるとか、そういったものについては考えていないということがございますので、特定なものという形で、例えば大蔵池の公園を使って何かをやるときに物を置かせてくださいとか、簡単な打ち合わせをやりたいというようなことについては、弾力的にやっていきたいというふうに考えておりますので、他の部分の減免等はまた違う観点で考えていきたいというふうに考えております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 でも、別に陶芸の館を何で使ってもいいんですよ。物置じゃなきゃいけないとか、公園を使うときに、そういう特殊なときだけ無料にしますというわけじゃなくて、柔軟に使用していただきたいと言われたものですから、そうすると、別にそこをどう使われようと自由なわけですから、区・町内会等がそういうふうに使われるのを無料にする、減免するという考え方をここに持ち込まれるのであれば、ほかの公共施設においても同じようなことが発生してこないですか。何でここだけなんですか。もう一度お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 先ほども言いましたけれども、基本的には自由に使っていただくということですので、他の施設と同じようなことということになりますと、ほかのところでも区・町内会のほうについては減免の制度を宛てがっておりますので、ケース・バイ・ケースというんですかね、内容をしっかり吟味しまして、減免をしていきたいというふうに思っております。

他の施設においても同じような考え方で、区・町内会さんのほうのお話を聞きまして、減免の要るものについては減免をしていくという部分については変わっておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませつか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 そもそも論なんですけど、この条例というのは、使用料を徴収するためということだけなんですか。それか、幅広く活用いただくことも含んでいるんでしょうか。

お金を取りたいだけの条例なんですか。平たく言えば。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 基本的にはお金を取りたいということが原則ではございません。応分のものについては負担いただきたいというのは当然考えておりますけれども、今まで無料だったということで、それこそ応分という部分でお願いをしたいということでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 応分の負担をいただきたいということで、今まで無料を有料にしたいというのが主な目的ということですが、それと同時に個人の利用も可とするということですので、要するに、陶芸以外の利用も地域の方々に対しては可としたいと、そういうことだと思いますので、陶芸以外の会議とかそういうのも基本的には考えていないということですが、これはもうそういうことで、会議とかその場で、陶芸以外で、そこで打ち合わせをやるか、そういう地域の方々の申し込みがあった場合も考えていないということでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 申しわけないです。オーケーという部分です。会議等についても使っていただくという部分で考えております。

ただ、陶芸という部分がございますので、例えば絵画等で油絵みたいなことをやりますと、陶芸そのものに影響が出る場合につきましては、相談に応じて、どういった対応でお貸しするかというようなことにはなろうかと思っておりますけれども、基本的には会議等についても弾力的にオーケーという部分で考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 ということであるなら、幅広く地域の方に開放するということですので、先ほど山盛委員が言われたようにということで、徴収をここは減免ということであるなら、他の会館、他の施設との整合性をとるようにしていただきたい。でなければ、ここはただだぞと、ここはいいぞ、いや、ここはお金が要るんだと、こういうような、整合のないような対応はぜひやめていただきたいということを要望しておきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 要望ですか。

○宮本英彦委員 要望じゃなくて、そういうことについては考えておみえにならないでし

ようか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 大変重要な課題でございますけれども、基本的にはやはりその辺は整合性を持って対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 こういう、今、朝9時から最大延長22時までという開館時間になりますけれども、今の管理されている、管理にかかっている人件費といいますか、管理費がこういうふうに料金もしっかりして、時間も明確になってきたことによって、教室だけではなくていろんな使い方もできるようになると、会館の維持コストといいたいまいしょうか、受け付け業務というか、そういうところに追加が必要になってくるようなことはないですか。事務量が増すという、窓口の事務量がふえるというようなことは発生しませんか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 当然その部分は見越した部分で予算化のほうは今進めておりますけれども、実際まだ運用しておりませんので、有料化においてふえてくる部分が出てれば、翌年度以降のまた予算化につけては考えていきたいと思っております。

ただ、見込みとしましては、ある程度誤差のないような計算でもっていっておりますので、現状使われているものが無料でやっているということだけですので、その部分が広がっていったときに、どのぐらい私どもとの乖離があるかという部分については、少しお時間をいただいて、予算化のほうに向けてまた考えていきたいと思っております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 すごく丁寧に説明され過ぎてよくわからないんですが、こういうふうに有料化することによって、受け付け業務のコストがふえますかふえませんかということをお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） ふえると思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは生涯学習課の問題でしょうか。それとも、陶芸の館の人件費に

なりますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 陶芸の館の人件費です。例えば10時まで延長すれば、当然1時間分のコストがかかっていくということになりますけれども、その部分ではふえていきますけれども、職員については大幅な変更はございません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 公共施設を利用するに当たっては、料金を取っていくということで、何でもただということは許されない豊明市になってまいりましたので、これはこれで1つ意味があるだろうというふうにも思っております。

ただ、そういうふうな考え方でいくなれば、地域の方は、こういうときは無料とか、こういうときは有料とか、特例をたくさん作り過ぎると、本来の目的と言っていいのかどうか、狙いといいましょうか、そういうことに合致しないのではないかと。今まで陶芸教室を開いていない人は、シルバーさんはいらっしゃらなかったんですかね。それを、いつ開くかわからないとなると、人が張りついたりとか、そのときに鍵を開けたり閉めたりという作業がふえるのではないかと、時間延長によってコストがまたふえるんじゃないかということになると、できるだけ何でも減免にしないで、きちっと取るんだったら取ればいいんじゃないかなど。各町内会、区には公民館だとか、そういったものが、憩いの家もいろいろありますので、そういった今ある施設を弾力的に使っていかれて、そこはもともと町内会や区が管理しているところですので、有料も無料も市は関与しませんので、便宜を図るということはいいいですけども、何のためにやっているのかということが、市の方向性ときちっとリンクした形で、今後アセットで公共施設を、どこを閉じるのか閉じないのか、そういう統廃合の話が出てくる中で、より使いやすくすることによってこれを維持していくんだと、残すんだという施設に当然なっていくわけですから、そのようなこともよく考えた上で進めていっていただきたいということを要望して、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第68号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 異議なしと認めます。よって、議案第68号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第69号 豊明市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

中村社会福祉課長。

○社会福祉課長(中村泰正君) それでは、議案第69号 豊明市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

1枚おめくりください。

今回、この改正によりまして、介護給付等の障がい福祉サービスを受けている人が、災害等で自己負担額の減免を受ける場合に、申請書に個人番号を記載することにより、罹災証明等の添付を要しなくなります。条文につきましては、この証明書の添付の部分の削除、それから、個人番号を新たに追加で記載するということが変更になっております。また、附則の中でただし書きがありますのは、罹災証明等の書類の添付を要しなくなるということは、いわゆるマイナンバー法の第5号をもとに変更となりますが、現時点で施行日が未定であるため、ただし書きとなっております。

以上で終わります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 ちょっと確認なんですけど、今回のこの介護給付費等の額の特例は、被災とか、災害の部分だけですか。そのほかの介護給付費等の額の特例はない、その部分だけ。要するに、マイナンバーに関係する部分のみですか。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長(中村泰正君) 一部改正につきましては、被災等を受けたことのみでございます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そういう場合に、マイナンバーを提示するというのが、当事者の方がですよ、非常に困難なケースもあろうかと思いますが、自分が番号を提示できるかどうか、災害に遭われて、火事とかいろんな被災ですよ、そういうケースにおいて、できるかどうかということについてはどうなんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 罹災を受けた場合に、通常申請をしていただきます。新たに今回、その申請書に個人番号を記載する欄を設けますので、そこに書いていただければ罹災証明は必要がないですよというものでありますので、例えば番号がわからないということであれば、従前どおり罹災証明書を添付していただければ、それで対応は十分可能だと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ほかのマイナンバーに係るところでも御質問をいろいろさせていただいておったんですけども、今のお話で、今のところは記入がなかったとしても、制度そのものの受け付けについては拒否するものではないということはあるんですが、ただ、実際に障がいでもいろいろな障がいを持った方がいると思うんですけども、今後、例えば障がいを持っていて、マイナンバーの今の位置づけであるとか、御本人がしっかりとわかっているのがそもそも難しいような方とか、あとは、実際に役所に来て登録を行うというふうなことが難しい方についても困難さはあると思うんですけど、今後については、やはり基本的には書くことを求めていくのをお願いしていくという方向でよろしいんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 今回、これは罹災証明の関係なんですが、通常例えば手帳の交付であったりとか、いろんなことにつきましては、今委員が言われたように、御本人でできないという場合が当然想定されますので、その場合には、当然代理人であったりとかという方が申請できる形になっておりますので、そのように、今後、更新等があった場合には文書等を入れて通知をしていきたいと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 他の行政サービスに伴う申請書への書き込みについても同じ考えなんです。やはり今、詐欺や、マイナンバーそのものを情報をとられるというふうなことが今どんどん問題が広がっている中で、自分自身のマイナンバーに加えて、今お話があったような、家族のマイナンバーの管理も負わなければならないというような方が今後出てくるのではないかとこのふうなことだと思えます。ですから、さらに障がいを持って暮らしている大変さとともに、さらにそういった家族への負担もふえるということも踏まえて、そもそもあとマイナンバーそのものの位置づけがプライバシーの侵害であるとか、国民の監視につながるということもやはり含めまして、行うべきではないというふうに考えて、反対の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第69号に対して、賛成の立場で討論いたしたいと思えます。

そもそもこのマイナンバー制度自体ですが、事務の円滑化、また、誤ったりしたような事務の処理、そういったものを行わないというものがメインになってくると思えます。いろんな方の御指摘のとおり、情報の漏えい等々というのを危惧されるかとは思いますが、そのあたりをしっかりと管理していただいた上でこの事業を行っていただきたいというふうに示して、賛成とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例、マイナンバーをさらに加えるという分については、賛成いたしません。反対です。

これがなくても、手続においては支障がないということ、障がいをお持ちの方、またその御家族の人たちが自分のマイナンバーをいろんなときに持ち歩くということにもなりますので、まだいろんな心配、危険性が回避されていない中で、こういったことを次々にやっていくことについては、まだ時期尚早であるというふうに思えますので、反対の立場をとらせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第69号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第69号については、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

郷右近委員をお願いします。挙手するときは、こちらから、これだと見えませんので、高くするか、右手でお願いします。

続いて、議案第70号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議で藤井高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 いただいた資料のほうを見ておりますが、個人番号を表示すれば、保険料の徴収猶予、それから保険料の減免に必要なさまざまな提出書類というか、申請書というのは、全て満たされるというか、それで全て処理されていくものなのではないでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 山盛委員のおっしゃるとおりであります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 マイナンバーだけで猶予や減免に必要な書類というか、数値的なものは全部整うんですか。時期的にといいますか、マイナンバーにいろんなものが情報がつながって、市が確認できるものと、タイムリーにというんでしょうか、そういうのは、減免や猶予についても、時間差の中でまだマイナンバーで探っていって情報を見たときに、まだ反映されていないとか、そういうことは一切起こらないですか。結局は、まだよくわか

らないので、何々はあったら持ってきてくださいとか、給与証明を例えば持ってきてくださいとか、そういうようなことは全く発生しないですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） マイナンバー法の法律の附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日からは、いわゆる情報提供ネットワークシステムというのが稼働して、特定の個人情報を各市町村にタイムリーに提供してくるというふうを考えておりますので、そういう問題はないと思っております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、そのネットワークシステムにのっているもの以上のものが猶予だとか減免に必要なものとしては発生してこないと。全てそこで賄われるというか、そういうことですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） そのとおりでございます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 この事務手続が簡略化されるというふうな考えも含めてこのマイナンバーの運用というものを提案なさってきているのかなと思ってはいるんですけど、一方では介護保険の徴収の猶予ということですから、生活だったりいろんな条件で困難な方が対象になるかというふうに思うんです。そういう意味では、これまでも手続は簡単に済むにしても、そういった方々の生活の実態を市が責任を持って一つ一つつかむとか抽出するという部分においても、簡単に簡略化さえすればいいのかなというふうには思わないんですが、そういう観点ではどのようにお考えをお持ちでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 書類上は確かに簡略化できるという部分がありますが、実際の現場としては、多分いろいろ聞き取りをしてお話を聞きながら、事実関係を確認する部分もあろうかと思えます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 賛成の立場で討論に参加します。

私は、マイナンバー制度はもう時代の流れだと思えます。情報漏えいなどに対するセキュリティの部分をしっかり取り組んでいただくというお願いして、賛成としたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 介護保険ということで、若年者の方もいらっしゃるかもわかりませんが、多くの方は高齢の方だと思います。特に高齢の方にとっては、マイナンバーそのものがよくわからなかったり、いろいろな詐欺などの被害にも遭いやすいというふうなことも同時に言えるのではないかなと考えます。そういったリスクがあるし、あと、そういった方々のプライバシーが抜けていく仕組みを市が導入すべきではないというふうな考えから、反対の立場の討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 私も反対の立場で討論いたします。

ねばならないという一応条文にはなっておりますが、これで全て簡略化されるわけではないですし、それぞれの個々の事情、突発的ないろんなことも起こってこようかと思えます。何はともあれ、とにかく、マイナンバーの数字が書いたものを持ち歩くということを極力私は避けたほうがいいだろうというふうにも強く思っておりますし、管理においてもまだ信用できる状況にはなっていないと思しますので、反対です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第70号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成多数であります。よって、議案第70号について

は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第72号 平成27年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題とします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） それでは、議案第72号豊明市一般会計補正予算（第3号）のうち、高齢者福祉課所管分の補正予算について御説明をします。

歳出より御説明をしますので、12ページ、13ページをお開きください。

3款1項2目 老人福祉費のうちの右ページ説明欄、介護施設等整備事業費補助金の1,280万円につきましては、県補助事業として整備する認知症対応のグループホームの増築に対する初年度分の補助金であります。

その下、老人福祉センター整備工事費の102万7,000円は、老人福祉センターにある浴室の脱衣場を改修するために工事を行うものであります。

続いて、歳入について説明しますので、8ページ、9ページをごらんください。

14款2項2目 民生費県補助金の右ページ説明欄の上段、介護施設等整備事業費補助金の1,280万円につきましては、歳出で御説明しました認知症対応のグループホームの増築に対する県からの補助金であります。

以上で説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 中村社会福祉課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 続きまして、社会福祉課所管分について御説明をいたします。

歳出から御説明しますので、14ページの上段をごらんください。

3款1項3目 心身障害者福祉費は、1億2,346万3,000円の増額となります。

15ページの上段、事業2 心身障害児者扶助事業の説明欄をごらんください。

訓練等給付費の7,604万5,000円の増額は、就労に必要な知識や能力の向上のために訓練を行う就労継続支援A型事業所等への通所日数がふえたことなどによるものです。

介護給付費の2,627万5,000円の増額は、自宅で入浴などの支援を行う居宅介護や外出時の支援を行う行動援護等の利用日数がふえたことによるものです。

地域生活支援費の2,114万3,000円の増額は、地域活動支援センター事業の利用人数がふえたことによるものです。

続きまして、16ページの下段をごらんください。

3款3項1目 生活保護総務費は、31万6,000円の増額となります。

同じく、2目 扶助費は、8,017万5,000円の増額となります。

17ページの下段、事業1 生活保護事業の31万6,000円の増額は、平成26年度生活保護費国庫負担金の精算に伴い、返還が生じたことによるものです。

その下段、扶助事業の6,828万2,000円は、生活保護受給者の増加により、生活扶助費と医療扶助費を増額するものでございます。

その下段、臨時福祉給付金事業の1,189万3,000円は、平成26年度に実施した臨時福祉給付金事業補助金の精算に伴い、返還が生じたことによるものです。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、6ページの中段をごらんください。

13款1項1目 民生費国庫負担金は、1億236万9,000円の増額となります。

7ページの中段、1節 心身障害者福祉費負担金の5,115万9,000円の増額は、心身障害児者扶助事業のうち、訓練等給付費と介護給付費の増額分に係る国庫負担金で、増額分の50%となります。

同じく、4節の生活保護負担金は、生活扶助費と医療扶助費の増額分に係る国庫負担金で、増額分の75%となります。

6ページの下段、13款2項2目 民生費国庫補助金は、739万9,000円の増額となります。

7ページの下段、1節 心身障害者福祉費補助金の739万9,000円の増額は、心身障害児者扶助事業のうち地域生活支援費の増額分に係る国庫補助金で、増額分の35%となります。

続きまして、8ページ、9ページの上段をごらんください。

14款1項1目 民生費県負担金、2節 心身障害者福祉費負担金は、2,557万9,000円の増額となります。これは、心身障害児者扶助事業のうち訓練等給付費と介護給付費の増額分に係る県負担金で、増額分の25%となります。

同じく、下段、14款2項2目 民生費県補助金、2節 心身障害者福祉費補助金は、369万9,000円の増額となります。これは、心身障害児者扶助事業のうち地域生活支援費の増額分に係る県補助金で、増額分の17.5%となります。

以上で社会福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井保険医療課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それでは、保険医療課所管分につきまして御説明をいたします。

まず、歳出から御説明をいたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いします。

中段の3款 民生費、1項4目1 保険医療事業2,429万1,000円の増額ですが、医療費の増加に伴いまして不足が見込まれますので、福祉医療助成費を増額するものでございま

す。

続きまして、その下段、5目1 後期高齢者医療事業の7,262万4,000円の増額でございます。その内訳としまして、説明欄、後期高齢者医療療養給付費負担金とその下の事務費負担金につきましては、26年度の豊明市分の医療費の確定による精算額及び27年度の事務費負担額が確定したものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

中段の表、14款 県支出金、2項2目 民生費県補助金のうち、上から3段目、福祉医療費補助金を合計で786万1,000円を増額するものでございます。これは、歳出に計上いたしました福祉医療助成費のうち県の補助対象分の2分の1相当を交付がされるものでございます。

以上で終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木児童福祉課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、児童福祉課所管分の補正について御説明します。

歳出から説明いたします。

補正予算書14ページ、15ページをお開きください。

14ページ下段、3款2項1目 児童福祉総務費は、47万5,000円の増額です。児童福祉事務事業内、家庭相談員報酬の増額によるものです。本年度に入り、特に相談件数が増加し、時間外に対応する案件もふえてきたことによるものでございます。

さらにその下、保育園費145万8,000円の増額です。これは、保育事業費内の保育園営繕工事費を増額するものです。来年4月に開設される障がい児特別支援療育事業を行う東部保育園を営繕するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

16ページ上段、子育て世帯臨時特例給付金は、73万4,000円の増額です。これは、子育て世帯臨時特例給付金補助金の返還金です。平成26年度事業実施に伴う精算によるものでございます。

次は、5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

上段、児童館に係る指定管理の指定です。これは、児童館5館について、平成28年度から31年度の4年間、指定管理者による管理を導入するものです。限度額は2億7,800万円です。さらにその下、放課後児童健全育成事業業務委託事業は、既に9月定例会議で承認

いただきました本事業に、さらに児童館5館で行う児童クラブを加えることにより、限度額を8,400万円増額するものです。限度額は1億9,380万円になります。期間は平成28年度から平成31年度の4年間です。

以上で児童福祉課所管分の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤健康推進課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 続きまして、健康推進課所管分につきまして御説明をいたします。

歳出の説明をいたしますので、予算書の18ページ、19ページをごらんください。

上段の4款 衛生費、1項2目 予防費の13 委託料の説明欄をごらんください。

成人病診断等委託料の857万2,000円の増額につきましては、胃がん、肺がん、乳がん検診が当初の見込みより多くの受診が見込まれることによるものです。

歳入につきましては、今回の補正はありません。

以上で説明は終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井学校教育課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、学校教育課所管分について御説明させていただきます。

歳出から御説明いたしますので、18、19ページをごらんください。

下段の10款1項3目1 教育振興事業、学校教育研究委嘱校委託料4万2,000円は、栄小学校が愛知県の特別支援教育の研究委嘱校になりましたので、その委託料でございます。

20、21ページをお開きください。

上段の10款3項1目2 中学校施設維持管理事業、各中学校営繕工事費481万2,000円は、豊明中学校、沓掛中学校のインターホン設置工事の工事費であります。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、10、11ページをお開きください。

上段、14款3項6目1 教育振興費委託金、学校教育研究委嘱校委託金4万2,000円は、栄小学校が県の特別支援教育の研究委嘱校になりましたので、その委託金でございます。

以上で学校教育課所管の補正予算の説明を終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

午後3時30分休憩

午後3時39分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 12ページ、13ページの3款 民生費、1項2目 老人福祉費の介護施設等整備事業費の補助金1,280万円の件なんです、グループホームの建設にかかわるものだというふうに伺っております。こちらの初年度という形で御説明を受けておりましたが、何カ年の事業になりますでしょうか、お願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 計画では、ことしの末に工事を着工しまして、来年の7月末に完成、9月オープンの予定であります。ですから、今年度と来年度2カ年にわたる補助事業であります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 同じく3款1項2目 老人福祉費の同じく介護施設の建設なんですけれども、こちらはたしか認知症を抱えている方が入所することが中身だったと思うんですけれども、今はそういうふうにニーズがふえていると思うんですが、この施設の建設によって、どれぐらいニーズがあるのに応えられるというふうな、全体の市民の要望の中でどれぐらい解消できるというふうなデータなどはお持ちでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 認知症対応のグループホームは、今、定員36名で、常時待ちがありまして、亡くなったらすぐに埋まるという状況であります。今回建設する施設につきましても、現在7名の待ちがありまして、定員9名ですので、多分、完成までには9人の待ちが出るんじゃないかなというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 同じく12ページ、13ページで、下の老人センターの整備工事費ですが、ここ、今お風呂に入れるようになっていて、その脱衣所、壁紙、床等ということですが、

今、無料で入浴されているんですね。老人センターは、お金を取ることが基本的にできないという、絶対できないわけじゃなかったのかなという気もするんですが、原則無料ということで。以前聞いたときに、老人センターのお風呂を利用される方が余り大勢でないこと、それから固定化しているというようなことをその当時は聞いたわけですがけれども、またここにコストをかけて、無料で入浴できるようなサービスを市が継続するということになってくるのかと思いますけれども、この工事費云々ということじゃなくて、老人センターの入浴というか、無料のお風呂のサービスということは今後もずっと続けていくという、そういう方針が出ているということなんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 老人福祉センターのお風呂なんですけれども、平成26年の実績で1万4,124の方が利用しております。条例上、無料ということになっておりまして、ずっと無料でやっておるんですけれども、基本的には今のスタイルを継続してやっていきたいなと思いますけれども、何らかの大規模な改修等が必要になったときには、一度その辺は検討したいなというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 延べでいうと1,400人ということなんですけれども、同じ方かという、特定しているというようなことを以前は聞いた気がするんですが、そういうことはないのでしょうか。

延べ年間1,300人ですよ、今。違いました。

（1万4,124の声あり）

○山盛さちえ委員 ごめんなさい。1万4,000、そうすると1日当たり……。

（46人ぐらいの声あり）

○山盛さちえ委員 1日46人。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 利用者が固定化というのはもちろん、私もたまに行くんですけど、よく見かける方もいますけれども、その方はその方で老人福祉センターに来ていただいて、いろんな方と話をしたりとか、1つのきっかけ。自宅とかで孤立するんじゃないかって、その方の気分転換だとか、そういった部分では全く役に立っていないわけではありませんし、必ず毎回同じ人が来ているというわけではないとは思っています。ただ、常連の客も何人かいるというのはもちろん知っております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 それは外へ出るきっかけになって、清潔にするということはいいことなんです、老人センターのお風呂、これだけの人数の方が利用されていて、1回当たりのコストというのはどのぐらいになるかというのをつかんでいらっしゃいますか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁できますか。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 1回当たりのコストは計算していませんけれども、指定管理の委託料が大体1,000万ぐらいですので、ほかの部分も全部含めてですので、それこそ光熱水費から人件費、全て含めてですので、細かい数字は出しておりません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 老人センターはことしから指定管理になって、50万円を超えるものについては市が修繕をするということになって、今回の補正で上がってきたということでしょうか。最初、指定管理に出す前に修繕とか、一応すぐにやっていただけるような状態で指定管理に出さなかったから、今こうやって補正で出てきたという、そういう状況なんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 福祉体育館についてはたしか50万以上の工事ということなんですけれども、老人福祉センターは、規模も違いますので、5万以上の工事に関しては市のほうで負担するよと。基本的に、今までにそんな大きな改修等は、今年度補正で一部床を張りかえはしたんですけれども、基本的には、電気が切れたりとかそういったものを想定しておりまして、5万円以上は市のほうで負担すると。

今回のこの工事ですけれども、長年体がぬれた方が出入りしますので床がたわんでおりまして、非常に危険だということで、補正予算で緊急に上げさせていただいたものであります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 20ページ、21ページ上段、10款 教育費、3項 中学校費481万2,000円、各中学校営繕工事費ですけど、御説明で、豊明中学校と沓掛中学校のインターホンを改修

するというお話でした。

学校のインターホンというのは、職員室に親機があって、各教室に子機があって、親機と子機で話をするという仕組みになっているんですけど、実はことしの3月に中央小学校に新しい校舎をつくっていただいて、その校舎にも教室があるもんですからインターホンを設置しなきゃいけないということになって、既設のインターホンのメーカーのものの増設を考えたんですけども、既設のメーカーがインターホン業務から撤退してしまったもんですから、新しい校舎につけるインターホンは、別のメーカーのインターホンをつけなきゃいけないということになりました。そうすると、既設のメーカーと新しいメーカーと互換性がないもんですから、全ての教室のインターホンをかえなければいけないということになって、職員室の親機、全ての教室の子機、新しい校舎の教室の子機を新しいメーカーのインターホンにかえていただいたんです。

とてもよかったのは、かえていただいた工事によって、今までは親機と子機しか話ができなかったんですね、1年1組と職員室だけ。ところが、インターホンが新しいメーカーのものになったもんですから、子機同士で話ができるんです。

1年1組で子どもが倒れました、アナフィラキシーショックを起こして倒れましたとか、てんかん症状のような発作を起こしました。1年1組の先生が保健室に電話をして、直接保健室の先生に状況を言って、すぐ来てもらうという対応ができるようになったんですね。とてもよかったなと思ってお聞きしますが、今回のこのインターホンの改修によって、子機同士の会話はできますでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 中央小学校のように子機同士はできませんが、新しい、私らが予定しているものは、例えば、1年1組の子機から職員室を呼び出して、今度職員室からそのまま保留状態にして保健室を呼べば、保健室と職員室と1の1が会話できるという機能が入っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 そうすると、例えば職員室にインターホンをとる職員が誰もいなかったら、1年1組と保健室は話ができないということになりますね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 学校の中で一番いる可能性の高いところが、職員室にな

っております。保健室は常時1人しか先生はいらっしゃいませんので、その先生がちょっと部屋を外しちゃいますと通話できないという状況がありますので、私どもとしては、あくまでも職員室と思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 同じところなんですけれども、今回の各中学校営繕工事費481万2,000円ですが、内訳を伺ったところ、沓掛中学が198万円で57台、豊明中学が283万円で55台、豊中に関しましては、1、2、3棟は新設で、4棟に関しては入れかえだというふうに伺っております。額でいくと約100万円ぐらい差があるんですが、豊明中学のほうが高くなっておりますが、その簡単な説明だけ、お願いできますでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 御存じのように、豊明中学校は棟数が4棟まであります。沓掛中学校は2棟まででございます。その間の工事費がかなり違う。その関係で、沓掛中学校と豊明中学校の差が出てきてしまうということになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 5ページの債務負担行為についてお伺いいたします。

児童館に係る指定管理者の指定の部分ですけれども、2億7,800万円ということで限度額が示されております。これは5園分だというふうにお伺いいたしました。これ、単純に5で割れば1園分という計算になるのか。

それから、今、既に指定管理に出しているところと比較した場合、今回の指定管理料というのは高くなったのか、同じぐらいなのか、その辺をちょっと比較したいのでお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 各園の今かかっている経費を、当然人件費や何かも入っている人間が違いますので、その辺をくみ上げながら積み上げたものが、この数字になっております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 指定管理者はもうこれで決定していますよね。今回、議案になっているこの5園分については。

（候補者として、はいの声あり）

○山盛さちえ委員 ですよ。そこは、指定管理を受ける業者は幾らで契約したいかという数字も入れているんじゃないですか。そうすると、今の限度額に対して、各事業者は2つに分かれて、きょうの午前中の審議じゃないですけど、ALSOKと何とかと2つなので、それぞれにもう契約額がわかっているかと思いますが、それを比較したときに、ALSOKともう一つのほうと1園当たりの単価が違うのかどうか。それから、もう既に契約したところと比較したときに、どういう状況になっているかということが知りたいんですけど。

債務負担行為でこれだけの額は保証しますが、実際使われると思われる額がもう既におおよそ検討がついていると私は判断しているので、お伺いしているんですけども。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） しばらくお待ちください。

（それと……。いいですかの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 それと同じく、放課後児童クラブのほうについてもどういう状況なのか、教えてください。児童館の指定管理を受けたところが児童クラブを、児童クラブの委託を受けたところが放課後子ども教室もたしか一緒に業務委託されると思いますが、放課後子ども教室については、ここに債務負担行為として出てきておりませんけれども、それはなぜ出てきていないのか。単年度契約なのか、期間を長くして、同じ4年間で契約されるのか、その辺についてもあわせてお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 放課後子ども教室のほうの回答ですけども、単年度契約になっておりますので、複数年ではございません。ということで、継続にはなっておりません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 単年度契約ですけども、その委託を受けた事業者さんと契約していくわけですよ。毎年委託先も見直していくということでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 業者がかわれば、当然。同じ業者でやるというのが一体型という部分を目指しておりますので、とりあえず3校につきましては、今の契約しておられる委託業者でやりたいというふうに思っております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 放課後子ども教室も、児童クラブを4年間契約されたところが放課後子ども教室も事業として委託されるんですよね。単年度契約なんだけれども、同じところにやっていただくということですか。じゃ、何で単年度契約になるの。ごめんなさい、ちょっとよくわからない。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 放課後子どもクラブと同じ委託先という形になります。

（放課後子どもクラブの声あり）

○生涯学習課長（樋口 進君） 児童クラブですね。

（同じところですよねの声あり）

○生涯学習課長（樋口 進君） はい、そうです。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 北部のやつは今数字はないんですけど、今出ておる2億7,800万につきましては、業者から提案されておるものは、合計すると2億7,785万2,000円です。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 3款3項2目 生活扶助費の部分です。16ページ、17ページですね。

ここで、生活保護の件数がふえて、増額というふうなお話なんですけれども、これは、何かふえたことの背景というか、何か傾向をつかんでいらっしゃるかなというのが1つと、また、高齢の方か、もしくは現役世代の方かというのもあるかもしれないですが、そういう、まだ働けそうな方だけれども利用する方がふえているかとかというのは、傾向は何かつかんでいらっしゃるでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 生活保護の受給者の状況でございますが、27年4月1日現在で305名の受給者がおりました。これが27年11月1日になりますと366名ということで、61名増加しています。世帯累計でいきますと、一番多く伸びたのはその他世帯というもので、これが4月の段階で49名だったものが、87名になっております。

生活保護というのは、高齢とか母子、障がい者、傷病者、その他ということで、上の4つに該当していない人は全てその他ということになりますので、傾向としては、特に高齢者とかがふえたということではなくて、むしろ、もう少し年齢的に若いとか、あるいは、例えば高齢者というのは、2人夫婦がいて、2人ともが65歳以上だと高齢者世帯になるんですが、御主人さんが68歳だけれども奥さんが63歳だよということになりますと、その他という世帯に分類されますので、そういった方も含まれていますので、総じては、形上、高齢者という累計は余り変化はないんですが、その他の中はかなり高齢者が多くなっているということがうかがえるかなと考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 その関連ですけど、その他世帯は高齢者ではない、高齢者の方であっても、その中で該当の方が若いという方も入っているということですけど、そのほかにどういふ事例の方がその他世帯に入るんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 生活保護の世帯累計というのは、まず一番優先されるのが高齢者世帯です。これは、世帯の全ての人が65歳以上のときにここに分類されます。2番目に優先されるのは母子世帯です。これは、ひとり親で、お子さんが18歳以下という状態になります。それから3番目に障がい者ということで、主たる生計維持者が障がい者の3級以上になっている。それから傷病者というのは、入院しているとか、あるいは、けがをして何か傷病手当をもらっているとかといった方がここに該当しますので、その4つに該当しない人は、全てその他というところに分類されます。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどの件ですが、5ページの。児童クラブのほうの1億980万円が1億9,380万円に増額した部分ですが、じゃ、増額されたのは、上の指定管理に連動して児童

クラブを委託する部分の債務負担行為だという理解でまずよかったですか。それだとしたときに、先ほどお聞きしたのと同じように、限度額と比較して、既に契約が決まっているという指定管理業者がこの児童クラブを幾らで請け負うかという金額も示されていると思いますので、その部分については、差額があれば教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 指定管理につきましては、指定管理料を限度額としてお示しして、業者さんがそれに、余り金額がそう下がっていないんですが、こういった形で、限度内の額で提案をしてくるという形でおりますが、児童クラブにつきましては、委託事業ですので金額をお示ししますが、随意契約なんですけど、今後、見積徴集をかけますので金額は今から入ることになります。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、変更前の1億9,800万円についてはどういう状況だったでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） まだ見積徴集が終わっていないものですから、これが1億980万円の債務負担行為をやっていただいてから業者選定に入りましたので、まだ契約については正式的に……。委託業務ですので、今から見積徴集をかけますので、数字はそれで確定します。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかに。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどお伺いした、学校で児童クラブを実施しているところについては、それも委託に出しますよね。その委託を出すところで、学校で放課後子ども教室をやっているところもあわせて、その業者に契約をしていくことになるわけですよね。そういう仕様になっていたの。そのときの放課後子ども教室のことを先ほどお伺いしたんですけども、児童クラブは複数年で契約をしていくんだけど、放課後子ども教室については、ここに債務負担行為として出ていなかったの、その点についてはどうなっているかというのを教えてください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

樋口課長。

○生涯学習課長（樋口 進君） 済みません、説明が悪くて申しわけございませんでした。単年度にした理由につきましては、実は、放課後のほうが3日から4日というような開校をしております。これにつきまして年度ごとによって変わっていきますので、ことしは例えば4日間でありましても、来年度が5日間になるという可能性もありますので、この部分について、その都度協議をして、金額のほうを決定していくというような形になりますので、単年度という形をとらせていただいております。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 大変おくれましたが、北部と中央の契約金額と限度額の話なんですけど、2,600万が限度額で、2,600万の契約になっております。限度額いっぱい契約しております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 1館当たりで比較すると、そうすると年間1,300万、今既に契約しているところが。これから契約するであろう5館の合計が、そうすると、比較するとどのくらいになるの。丸めての数字なのでわからないんですが、指定管理者は2館と3館というふうに分かれていましたけれども、それぞれに、1館当たりのコストというか契約額というのは差がありましたか、余りなかったですか、それもあわせてお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 児童館によって、今、来る来館者とかの数が当然違いますので、それぞれにかかっておる人件費から積算しておりますので、委員言われるように、1館当たり1,300万ぐらいが概算でも出ておるんですけど、若干1,400万というところもありますので、そういった比重計で、3館と2館で数字が違ってくることがございます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 先ほどの扶助費のところの生活扶助費、医療扶助費6,800万、3款 民生費の扶助費のところですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ページ数を。

○宮本英彦委員 ページ16、17の17ページのところ。

先ほどの回答で、生活保護の方々がふえたということなんですけど、このふえた理由と
いいますか、ふえている、増加しているということは、毎年このような傾向でふえるん
でしょうか。

それと、その生活扶助費のふえたこととその下の医療扶助費が4,500万ふえていること、
これは相対関係、何か関係があるでしょうか。上の生活扶助がふえれば、下のほうも自然
的に、今までの傾向でいけば、自動的にここもふえていくものなのかどうか。上期実績を
見てということですので、上期で今年度とりわけ何か特徴があって、このような数字の補
正が出たのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） まず生活保護の人数のことですが、26年4月の段階で286
名で、1年後に305名になっていますので、ここでは20名ほどの増加なんですね。ですので、
今年度、27年度の4月と今の現状で、先ほど申しあげましたように、61名ふえております
ので、この数字につきましては、近年ではかなり伸び率としては非常に高いというふうに
考えております。

この要因につきましては、従前から生活保護というのは、本来なら申請すれば受けれる
という人がたくさんいるんだけれども、なかなか申請をされないというようなことを国の
ほうも実は報告をしております、今回、豊明市では、高齢に伴ってなかなか生活が苦し
くて、頑張れなくなったというようなことが主な要因ではないかなというふうに考えてお
ります。

それから、それと医療扶助との関連でございますが、当然受給者は高齢の方が多い、そ
れから障がいとか、あるいは病気で働けなくなったということで、もともと医療機関に多
くかかる要素のある方が受けられるケースが多いです。統計的には、今回受給者がふえた
ことによって、外来のほうの毎月当たりの件数が前年の同じぐらいの時期に比べまして伸
びているということが統計上は出ております。

以上で終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 先ほどの債務負担行為と関係してなんですけど、本会議の答弁の中で、
今、児童館にいらっしゃる保育士は5人。正職さんが保育のほうを中心に配置されていく
というような答弁があったと思います。そうすると、全体の人件費がふえるんじゃないか

という質問に対して、たしか5人に採用を抑えていくんだという説明があったというふう
に思うんですが。28年、新年度採用のネットで公表されているものを見ると、キャリア採
用が1人とたしか新卒が5だったか6だったかで、例年五、六人ずつ採用しているもんで
すから、28年については全くそういった傾向が見られないんですけども、そうすると実
質、5増ということになります。ちょっと答弁と違うんですけど、その辺についての説
明をお願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 来年度採る職員につきましては、キャリア採用も含めて
7名というふうに公表されておるかと思しますので、その7名というのは、ことし退職者
の7名の補填ですので、決してふえておるわけではございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（ちょっと待ってくださいの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 いや、それはおかしいんですよ。5人分減ることなんだから、
減った分をそのままふやすんだったら、結局は、児童館の分がこちらに5人ふえちゃうん
じゃないですか。それはおかしいでしょう。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

答弁できますか。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 退職が3名で、病後児と特支に行きますので、5名とい
う形で、この5名分の人数がそこに当てはまるということになります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、保育士の総数としてはふえるということによろしかった
ですね。退職の分をそのまま新卒で補充して同数、児童館から引き揚げた分がそのままほ
かに配属されるということによかったですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 臨職さんを切る形で、ふえる形にはなりません。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 臨職は、児童館でそのまま継続して雇用されるということじゃなかつ

たんですか。雇用主はかわりますが、残られるということで。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 済みません、保育事業のほうの臨職の保育士を切りますので。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、臨職を正職に置きかえるということは、全体として人件費はふえるわけですよね。それは間違いないですね。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 今のは質疑。

○山盛さちえ委員 はい。間違いないかどうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） そのとおりでございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 15ページの真ん中のところの福祉医療助成費の2,400万円余の増ですけども、説明の中で何か単価が上がったというようなことを聞いたような気がするんですが、その辺の説明をお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 特にそのような答弁をして、説明をしていないと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 下の家庭相談員の報酬ですけども、今、どういう状況になっている、3名だったと思いますが、相談件数だとか、夜の相談もふえたということですけども、現状をちょっと御報告ください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 件数だけでいっても、平成25年度が791件ございました。平成26年が1,533件で、これ、10月までの統計なんですけど、今もう既に1,500件来ております。

なかなか重たいケースが多くて、時間外に対応して、夜、通報のほうに行ったりとかということがございますので、残業がやっぱり、当初、残業を余り見込んで予算化していないものですから、その残業分が主に今回の補正分で上げさせていただいた点になりました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 1人が抱えられるケースというのがかなりふえてきているように思うんですけども、時間外で対応するということだとケース数は変わらないものですから、人員をふやすというような、そちらでは何で考えられなかったんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） 来年度は何とか4人体制にしたいなというふうには考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 債務負担行為の指定管理の件ですけれども、今、金額を答えていただきますと、今まで市が直営でやっていたときとほとんど金額的には変わらないと。指定管理の大きな狙いの1つとしてはコスト削減というのがあるんですけども、体育館に引き続き、ここについてもほとんど変わらないということが明らかになってまいりました。人件費がほとんどといいましても、民間は利益を得なきゃいけないということがわかっているわけですから、どこで利益をどういうふうにとっていかれるのか、管理費がどうなっていくのか、そういうことについては大変危惧しております。

さらに、児童館の指定管理者は児童クラブを、児童クラブの委託が放課後子ども教室ということで、1つの事業者さんがその施設で実施されている事業を複数に委託を受けて、サービスを提供していくこととなります。コストだけじゃなくて、本当に、じゃ質が上がるのか、サービスが上がるのか、その点については特に注目をしていただきたいと思います。

一応、指定管理のマニュアル等によりますと、現地査察というんですか、そういうもの

もできることになっていきますので、できるだけ足しげく通って、年に1回のモニタリングだけではなくて、頻繁にそういった状況を把握していただきたいということ、いろんな事業が多岐にわたりますのでということ、それから指定管理においては2者、それから直営がありますので、そことの連絡体制だとか、そういったことについても、ここで言うのもちょっと離れるかもしれませんが、あわせて十分とっていただきますように、指定管理が間違いなかったという結果をきちっと出していただきたいというふうに要望をして、賛成討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 賛成の立場で討論をいたします。

質問をさせていただきました生活扶助費、生活保護のことなんですけれども、やはり最近加齢に伴う生活の苦しさ以外にも、現役世代の方でも障がいを持っていらっしゃるとか、あとは、就業がなかなか困難な方もふえてきているのではないかなというふうに思います。そういった方の実態をよくつかんでいただきながら、生活保護の捕捉率のお話がさっき出たと思うんですけど、捕捉率が低いということも問題なんですけど、生活保護を受けていらっしゃる方が自分らしく生きていけるための周辺の支援というんですか、そういったことにもぜひ取り組んでいただければなというふうに考えるものです。

また、介護施設のお話ですが、先ほどお話があったように、市全体、定員36人で、今でも待ちがいらっしゃるから、つくってもあつという間に埋まるだろうというふうなこと、大事かなと思います。まだまだ市民のニーズに応えるには、これまで以上の定員増が必要なのではないかなというふうに考えますので、引き続きこういった認知症を抱える方の介護の事業についても進めていただきたいという考えを述べまして、賛成の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成の立場で討論をします。

ただ、やはり私なりに1点程度問題点を持っているのが、豊明市の財政を見ますと、扶助費が年々高くなっているし、その割合が非常に高くなってきています。そういうようなことで、やはりそこら辺の対策を含めて、予防措置も含めて、特に医療関係はそういうようなことで総合的な対策も抜本的といいますか、ある程度踏まえて、手を打てるものがあるれば手を打つ。あるいは扶助費そのものを、実績からいくと今後かなりふえますので、そういうようなことで、成り行きでということではないと思いますけど、そこら辺に問題意

識も持っていてということ要望して、賛成とします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第72号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第73号 平成27年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案につきましては、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議質疑の確認のような形になりますけれども、お願いいたします。

今回の繰越額が1億8,000万円ほどで上がっておりますが、まだ残りが1億1,000万ほどあるということで間違いなかったでしょうか。

それから、一応今回の不足分といたしましては、今12月ですよ、3月までの医療費等の不足を賄えるだけの補正という、そういうことでよかったですでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） まず、一般質問のときにも御質問がございました件ですが、1億1,000万ほどで間違いございません。

それからあと、ここの補正の額で3月までということなんですが、基本的には、前半期のところから見ている部分がございますので、若干やはり伸びがあったりということは考えられますので、ひょっとして伸びがあったりなんかした場合には、そういったなりの補正をする必要がやっぱり生じてくると。マージンを見た上での補正をする必要

はあるかというふうに考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 本会議質疑の中で、次年度の繰越分の財源を今年度に繰り入れておくというような、そういった説明もあったかと思えますけれども、それも含めるといつも1億5,000万ぐらいは繰越分を持っていたと思いますが、そうすると、残が1億1,000万あるので数千万程度の繰り越しという、3月補正として繰入額はさほど大きくならないという、そういうことでよかったですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今年度の繰越自体は、今、予算計上していない部分とかを含めると、大体3億近くになります。単年度で収支を見た場合、ここで例えば本当にギリギリに組んでしまうと、来年度、今度は繰入額が大きくなったりとかということが起きてまいりますので、このあたりは、本来はそこできっちりやるべきところがあるんですけども、それ以外の動向を見ながらちょっと考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 じゃ、28年度分の財源不足を事前に確保しておくということを除けば、27年度の一般会計からのいわゆる赤字補填といわれるような繰り入れは、総額幾らぐらいに最終的になるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 現時点で5,000万円ぐらいは確実に足りないということは確認ができております。あと、今回、一般会計からのその他繰入分として、当初予算を組んである部分が1億9,000万ぐらいはございますので、そこを含めると、現状で2億5,000万ぐらいは赤字繰入分のような形で出てまいりますので、あとはそれにどこまで先を見るかという形になりますので、そのあたりは、交付金の関係とかその辺も判断してという形になるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、先ほどの国保のときの値上げの議論じゃないですが、5

億ぐらいが必要だということだったんですが、27年度に限っては、3億を下回るような一般会計からの繰り入れでおさまるといことになるんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 今、先ほど申し上げたとおり、単年度で計算をしてみますと、要は、そこで足りない部分はどうしても翌年の赤字になってしまうということがありますので、その辺も総合的に含めていきたいと思っておりますので、言い方は悪いですが、繰り越すための財源として繰り入れするという事はよろしくないというのはもちろんわかっておりますけれども、単年度、計算をしてみますと、どうしても今度は、ことしができても来年ができないみたいな話にやっぱりなっております。そういったところはちょっと考慮しなきゃいけない部分はあるのかなというふうに思っておりますので、ここはちょっと今後協議をしてみたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 じゃ、赤字分とそれから来年度分とそれぞれ分けて、今後必要になるであろう額を言ってください。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 例えば、今年度3億円ほどちょっと繰り越ししておりますので、そこまでいきますと5億5,000万ぐらいになるかと思えます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 3億の繰り越しが逆に多くて、なので、今現在1億1,000万も残っているわけですから、3億も繰り越さんでもいいんじゃないんですか。そうすれば、5億には届かなくてもいいんじゃないんですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） それをやりますと、やはりどこかで必ず増減が出てまいりますので、ことしが足りなければ来年ふえるという形になってきますので、その部分が増減の部分の1つの原因なのかなというふうにちょっと思っております。本来はぴしっと初めからできていて、繰り越しゼロでいけばいいんですけれども、結果的には、そこで、

1年間の単年度としてはやっぱり不足してくる部分もございますので、そこを見ると、単年度で見ますとやはり足りない部分は足りない部分という形になってまいるかというふうに思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 説明がすごく難しく、結局は、今年度の単年度で見たときの赤字がどのくらいで、次年度の分の財源不足をちょっと加味すると幾らなのかと、なかなか明確にお答えいただけなくて、私とすればよくわかりません。

今回のこの補正予算については必要な分だということで理解をしておきますが、次年度分も含めて繰り入れるという、その国保会計の運営のあり方、それから、保険税を多目に見ておかないとうまく収支が合わないの、ちょっと多目にして後から入を減らすとか、そういう運用も今まで多々あったと思いますけれども、今後は、企業会計とか独立採算とかいろんなことを市全体が考えていく中で、じゃ、国保の財政運営が実際のところどうなっているのかというのがやっぱりわかりやすいように、そういった会計というか説明というか、そういうふうになっていけばいいなというふうに要望いたしまして、賛成討論いたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第73号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号 平成27年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案につきましても、既に本会議で藤井高齢者福祉課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 4ページ、5ページの繰越金ということで、2億5,000万円余が上げられておりますが、これで全てでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 平成26年度の繰越金は、これで全てであります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 その額とほぼ近い金額が7ページのところの基金の積立額、ほとんど同額ぐらいになっておりますが、今年度の介護保険料が新しく設定されて1年目ですけれども、介護保険料の状況と、それから給付額がどのような状況に全体としてなっているのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 今年度は介護保険料を改定しまして、収入のほうはやっぱり若干ふえてきております。一方、支出のほうなんですけれども、当初の予算内でおさまりそうな見込みを現在は立てております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 そうすると、前年度の余剰金を全部基金に積んでも、27年度分としてさらに基金に積めるということが、もう12月なので、どのくらいを見込んでおられるのでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 当初予算では一応5,900万円を基金に積むというふうになっておりますので、最低そのラインは積めるんじゃないかなというふうに思っております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 当初の予算ぐらいしか積めないということですか。初年度はたくさん積んで、2年度がとんとんで、3年度が積んだ分を使うという流れだと思うので、それで6,000万円ぐらいしか積めないで大丈夫ですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） まだ今後どのぐらい給付費が伸びるかどうかわからない。今のままでいけば、もう少し上積み、8,000万とか9,000万ぐらいは積めるんじゃないかと思えますけれども、今のところはその辺を見きわめながら。概算では8,600万ぐらいは、今のペースでいけば積めるんじゃないかということでもあります。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第75号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号 平成27年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案につきましても、既に本会議で浅井保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第76号については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願及び陳情の審査に入りますが、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議ありませんので、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ここで10分間の休憩といたします。

午後4時30分休憩

午後4時39分再開

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、請願第1号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願を議題といたします。

本請願については、紹介議員が既に本会議場において趣旨説明をされましたので、委員会での補足説明を省略したいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 異議なしと認めます。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 高齢者福祉課所管分について簡単に御説明します。

1の安心できる介護保障についての中で、(2)の基盤整備につきましては、先ほど御説明しました、認知症対応のグループホーム等も建設していきますし、②の地域包括支援センターにつきましても今後設置を検討しております。

さらに、隣のページの(4)の①のウ、街角サロン等については、昨年度に比べまして倍以上の数を今設置しておりまして、今後もふやす計画を持っております。

さらに、(5)の障害者控除の認定につきましても、来年度以降、予算に反映させたいというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 中村課長。

○社会福祉課長（中村泰正君） 社会福祉課所管分につきまして説明をいたします。

まず、2番の生活保護についてですが、困窮者及び保護受給者の状況に応じて、適切に対応したいと考えております。

それから、6番の障害者児施策の拡充についてでございますが、国や県に準じて、また、近隣市町の動向を見て対応していきたいと考えております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） 保険医療課の分としまして、3の国保の改善の部分でございます。

③の滞納者への対応についての部分でございますが、義務教育前の子どもについては保険証1年以上というふうにあります。もう既に2年で発行しておるとのこと。それから、給付と滞納は別であることから特別な事情ということですが、既にもう給付制限を行っていないということでございます。

あと、福祉医療制度の部分でございますが、拡充については、現状のところ、今のところ、これ以上の拡大または縮小のほうは考えてございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 高木課長。

○児童福祉課長（高木安司君） それでは、児童福祉課所管分についてお答えします。

5番の子育て支援などについてなんですが、先ほどの補正予算でもお認めいただきましたが、家庭相談員を3名配置しまして、家庭における児童の育児や人間関係、その他の問題について相談に乗っており、その中で、さまざまな給付制度や何かを御紹介するとともに就業支援についても相談を行っておるところです。

保育に関しても、年度当初には待機児が出ていないんですが、年度途中から出ますので、今後は待機児ゼロを目指していきたいと考えております。

他事業につきましても、請願書でも求められることに十分配慮して、事業を進めておるところでございます。

以上でございます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） それでは、学校教育課所管分について御説明させていただきます。

5番の子育て支援などについてでございます。②番、準要保護者の認定基準の見直しを検討しております。年度途中での申請につきましても、今後も周知徹底を図らせていただきます。また、支給内容の拡充の予定は現在はありません。

③番でございます。給食は現在有料でございます。今後も無償にする予定はございません。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 加藤健康推進課長。

○健康推進課長（加藤育子君） 健康推進課所管分について説明させていただきます。

5番、子育て支援の⑦番、妊産婦健診については、産前14回分については既に実施しております。

7番の予防接種につきましては、今後、国の動向等を参考にしながら検討していきたいと思っております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 請願でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 4番の福祉医療制度のところで、③に、国に対して福祉医療助成に対する国保の国庫負担削減をやめるよう強く要請するとともにというふうに書いてあるんですが、これはこういった削減が今されている状況にあるのでしょうか、お願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保険医療課長（浅井俊一君） これ、国民健康保険の国庫負担を計算する際に、福祉医療の部分ですね。子ども医療ですとかそういった部分について、どうしても医療にかかりやすい状況になってしまうので、その分を減らすというような措置がされております。これについては現行少し問題がある部分もあるということで、知事会等のほうから国のほうに申し入れがあって、今、検討会が進んでいるという話も聞いております。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほど5番の子育て支援、②番の就学援助制度1.4倍までの変更をとるというふうなところ、検討をしたいというふうなことだったと思うんですが、具体的にどれ

ぐらい先の時点で達成したいというふうな、そういう計画などをお持ちでしたら、お願いいたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

堀井課長。

○学校教育課長（堀井浩二君） 一般質問でも答えさせていただきましたが、現在検討しております。現在 1.2 でございますが、それを上回る倍率になることは確実にございます。以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 1 番の介護保険料利用料についてというところですが、①の、一般会計からの繰り入れや基金の取り崩しによって、介護保険料を引き下げてくださいというふうに書かれているんですが、これ、制度的にかなり難しいのかなというふうな理解をしているんですが、可能なかどうかということをお教えください。

続いて、（2）の③のサービス事業所に対する事業費の支給は、現行の予防給付の額以上の単価を保障するというふうに書いてあるんですが、この点についてもあわせてお願いします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 介護保険料の一般会計の繰り入れにつきましては、国のほうが法定分以外の繰り入れは基本的に認めていないということをおっしゃるので、市としてもそのような考えは持っておりません。

それから、③のサービス事業所に対する事業費の支給で、これは多分、総合事業に移行する際の単価のことを言っているのかなというふうに思いますけれども、その総合事業に移行して、例えば通所介護とか訪問介護を簡易な基準で実施した際には、やはり同額の給付費を出すということは難しいのかなというふうに考えております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） これにて質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 では、請願第 1 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について

の請願に対し、反対の立場で討論いたします。

消費税の増税、また、国保も改正され市民負担の軽減、または社会的弱者への支援は理解できますが、政策を遂行するに当たって、財源が必ず必要となってまいります。介護、福祉、医療などの拡充には、莫大な予算が必要となってまいります。誰がどのように捻出するのか、大きな問題が山積の状況でございます。社会保障制度というのは、平たく薄く税を徴収して、社会的弱者の人に再分配する仕組みであります。

請願項目に改悪と書いてありますが、どのような制度であればいいのか、また、どこまで拡充すればよいか、そして、受益者負担の原則はどうすべきか。ただでさえ自然に増加していく社会保障に対してどのような対策を講じるべきか、具体的な対策が書かれておりませんので、請願第1号に反対いたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 請願に対して賛成の立場で討論いたします。

紹介のときにも申し上げましたけれども、社会的弱者の方々の社会保障が次々削られて、また、その社会保障への受益者負担という名目のもとで、負担がどんどん高まっている状況が続いています。それに加え、現政権になってから、特に増税路線とともに、社会的な保障をするだけの可能な財界や大企業や富裕層への課税が極端に低くなってきているというふうな問題もあるかと思えます。

また、高齢化が自然に進むという中で、自然にふえる分をそのまま予算を増額するのではなく、また、要請文のところにも書いていますけれども、それを圧縮していくという考えを今どんどん進めている中ですから、こういった国の施策にそのまま従うのではなく、住民の暮らしを守る最後の防波堤としての自治体の役割をぜひ発揮していただきたいということをもって、賛成の討論とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 山盛委員。

○山盛さちえ委員 趣旨採択の立場で討論いたします。

ここに書かれていることの半分以上については共感いたしますし、確かに必要な部分もあろうというふうに理解しております。さらに、当局のほうからも説明がありましたように、既に本市において取り組みを準備されていること、あるいは実施することが難しい、困難であるということもあわせて書かれておりますので、全体として採択するにはちょっと至らないということで趣旨採択、そういった立場をとらせていただきたいと思います。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 基本的に趣旨採択ということで討論をします。

書かれている内容は確かに介護、福祉、医療、社会保障の施策拡充という内容で、それぞれの請願事項については理解できるところも多々ございます。しかし、やはりとりわけ国に対する意見書の提出の中にも消費税の10%引き上げ反対の意見書とか、あるいはその他も含めまして、若干疑義がある内容もございますし、先ほども少しありましたように、じゃ、財源問題をどうするんだという基本的なところもございますし、書かれている請願内容についてはそういうことで一定、理解できますけど、このことをもって賛成ということには少し疑義がある。よって、趣旨採択ということで討論をします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、請願第1号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第1号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。よって、請願第1号は、採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入ります。

陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 御異議ありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

（関係職員以外退席をなす）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 初めに、陳情第14号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 特に申し述べることはございません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 市として、市内の介護施設で介護職員の労働状況だと思うんですけど、何か極めて劣悪だとか、問題があるというふうなお話をつかんでいたりはあるんでしょうか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） 労働環境が劣悪等の話は聞いておりません。ただ、介護人材が不足しているという話は、しばしばよく聞いております。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 夜勤の改善、これは十分理解はできますけれども、労働時間の改善や大幅な増員が必要となっていきます。人をふやすということになれば、当然お金が必要になります。医療、介護施設は、市直営以外は当然民間で行われていますので、民間の事業に対して補填するということは市民の納得を得られないと思いますので、この陳情については不採択としたいと思います。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情に対して、趣旨採択の立場で討論いたします。

確かに大変な状況の中で、環境の中で働いていらっしゃるということは理解できますので、陳情項目の①につきましても、少しでも改善するのがいいだろうというふうに考えます。

ただ、②のところの大幅にふやすというところまでいかななくても、環境を改善することが自動的に職員をふやしたりすることになってくるだろうと思いますので①で、②は補完する程度でいいのではないかというふうに考えました。

③については、自己負担を減らしと。医療や介護に係る全体の人件費、コストをふやす

けれども自己負担を減らすということは、結局は税によって補うということにもなってまいります。そこまで要求していくのはちょっと行き過ぎだろうというふうには思います。

④については、経費の削減を目的とした病床削減は、これは行ってはいけないというふうに考えますので、①、④については認めていこうと思いますが、全てにおいて内容について理解することはできませんので、趣旨採択といたします。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 採択ということで討論したいと思います。

ここに記載されていますように、やはり看護師、この労働条件が非常にきついということは身近でも感じるところでございますし、介護職員の人数が不足しているという、このところもそのように感じるところであります。したがって、若干問題はございますけど、この陳情趣旨を照らして採択の討論とします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 採択の立場で討論をいたします。

看護師についても介護職員についても、人材不足という部分では共通する部分があるのではないかと考えます。また、そういった人材不足を背景に少人数で現場の仕事に当たるために、苛酷な長時間労働や残業などもつきまとう状況が現実に広がっているのではないかなど。そのために医療ミスなどが起こるといようなことがあってはならないと考えまして、採択の立場であります。

また、意見書をもって、自治体内には市立の病院などはありませんけれども、働きかけは可能という立場での採択であります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 討論を終結し、採決に入ります。

初めに、陳情第14号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第14号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成者少数であります。

よって、陳情第14号は、採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しま

した。

続いて、陳情第15号 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

原田部長。

○健康福祉部長（原田一也君） 特に申し述べることはございません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情項目2番の夜間の人員配置に関する項目がありますが、それぞれの人員配置で、極端に夜間と昼間との差があるというふうな実態などはお聞きでしょうか。市内の施設でということですか。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 答弁願います。

藤井課長。

○高齢者福祉課長（藤井和久君） こちらのほうでは特にそういった話は聞いておりません。

終わります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 介護の従事者処遇改善ということですが、今も発言しましたが、夜間の人員配置なども含めて、介護の現場の場合には、人員配置がじかに利用者へのサービスの質を決めることにもつながると思います。また、余裕を持った配置をすることによって、職員から利用者への虐待などを防ぐという意味でも大変意義があるのではないかなというふうに考えて、採択の立場であります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 採択の立場で討論をします。

陳情の内容を読みますと、基本的に、やはり介護現場で働く人の労働条件が悪いということは現実的で実態でございますし、その人員配置と申しますか、人員も不足しているということを鑑みれば、この記載、陳述内容については採択すべきと判断をしております。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第15号に対して、不採択の立場で討論いたします。

介護職の処遇改善は大きな課題であります。各事業者だけで、自助努力だけではとてもできるものではないことは十分理解しております。職務も厳しい環境下で、離職率も大きくなっております。しかし、それを保険料や利用料に転嫁させることも現実には難しいのは理解しております。介護制度がより充実するには、保険料アップとならざるを得ない状況になってまいります。労働条件の改善に取り組むこと、財源の必要性は表裏一体なものでありまして、本事業は民間事業者も行っております。その点を充実させることについて、慎重に議論すべきだと思います。よって、不採択とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情について、採択の立場で討論いたします。

陳情項目、介護職員を初め現場で働く労働者の処遇改善を図ること、これは重要なことと捉えております。

②番目の利用者2人に対し、介護職1人以上を引き当てることということについては、ここまで必要かということとはちょっと疑問を感じますけれども、夜間の人員配置については非常に重要だと思っております。少し前にニュースで、施設から転落というか、わかりませんが、いろんな問題も起きておりましたし、虐待の事件も後を絶ちません。そういったことからいっても、やっぱり夜間というものの人の目は必要だというふうに考えます。

3つ目のこれに係るものを全て国費ということがふさわしいかどうかわかりませんが、介護保険料の中に介護従事者のコスト分を見てくださいというのは当然過去にもありましたし、そういうことを国に求めていくのは妥当だろうというふうに思い、判断いたしました。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第15号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は採択と裁決いたします。よって、陳情第15号は、採択と決しました。

続いて、陳情第16号 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

原田部長。

○健康福祉部長(原田一也君) 特にございませぬ。

終わります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思ひます。

質疑のある方は挙手を願ひます。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願ひます。

蟹井委員。

○蟹井智行委員 陳情第16号の陳情事項を見ますと、看護職員数を15万人以上にふやすとか、県内の医師数を大幅に増員と書いてあります。予算を考えずに拡大を続けると、国民皆保険制度の維持が難しいことになっていくだろうと思ひます。制度を維持させるという観点から、不採択と考えます。

以上です。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 不採択。

○蟹井智行委員 はい。不採択で。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ほかにございませぬか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 では、採択の立場で討論をいたします。

看護職の大幅な増員ということで、15万人体制を実現するという陳情でありますけれども、現状でも看護の職場で、休みがとれないほどの長時間労働または人員不足というふうなことが起こっていると。愛知県に限ったこの陳情ですけれども、愛知県でも今、高齢化

も進む中であって、医療のサービスを求める需要は、今後もさらにふえていくのではないかとこのように考えます。そうしたサービス、ニーズに応えるという意味からも、この陳情を採択することは大変重要ではないかと考えて、採択の立場であります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 愛知県看護職員15万人体制などの実現を求める陳情について、趣旨採択の立場をとらせていただきます。

この陳情の趣旨を読ませていただくと、確かに不足しているということは理解いたしておりますが、どちらかといいますと、今後は在宅医療というところに焦点が当たってくるのではないかとこのように理解いたします。夜勤だとか長時間勤務という部分に焦点を当てるといっても、かかりつけ医だとかそういったところの医療体制、看護体制の充実ということが必要になるというふうに思います。そういった点についてここに記載もありませんので、私といたしましては、考え方としては理解できますけれども、採択するには及ばないということで、趣旨採択という立場をとらせていただきます。

以上です。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 15万人体制などの実現を求める陳情書について、趣旨採択ということで討論をします。

記載されている陳情趣旨については、そのようなことについてはおおむね理解ができますけど、ここに、愛知県の看護職員15万人体制という具体的な数字が挙げられた陳情でございまして、非常に、やはりその15万人という陳情書の内容の具体的な項目については、いささか疑義があると思っております。むしろ、看護職員については、増員ももちろん必要ですけど、現実的には子育てを終了したOBの方々の看護師の復帰がしやすいようなことも、もうひとつやはり対策として講ずるべきであろうというふうにも思いますし、陳情趣旨の内容については、全体としてはその趣旨は理解できますけど、現実的には難しいということで、趣旨採択とさせていただきます。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、陳情第16号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第16号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 賛成少数であります。

よって、陳情第16号は、採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第17号 国に対して「子ども・子育て支援新制度に対する意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

原田部長。

○健康福祉部長(原田一也君) 子ども・子育て新制度、平成27年からスタートしております。制度は始まったところでございますので、今後の進展を眺めた上で、取り組めるものについては取り組んでいくということでございます。

終わります。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対して、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○福祉文教委員長(近藤善人議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

宮本委員。

○宮本英彦委員 賛成ということで討論をします。

書かれている内容、この意見書も含めて理由が記載されておりますけど、その内容について、記載の内容は賛成できるものと判断をし、賛成討論とします。

○福祉文教委員長(近藤善人議員) ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 陳情第17号に対し、不採択の立場で討論いたします。

このたび陳情書にもありますように、子ども・子育て支援新制度は財源の確保が必要となってまいります。仮に新たな財源を確保したとし、保育の質を確保、向上させるために使われることは十分わかりますが、保育料の負担引き下げに着目しますと、受益者負担の観点から、若干公平性に欠けると言わざるを得ません。福祉を初め、ほかにも多くの事業に公平に分配されるべきだと思っております。社会保障の声、公平性の概念に反していると指摘し、不採択討論といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

山盛委員。

○山盛さちえ委員 子ども・子育て支援新制度に対する意見書を出してほしいという陳情ですが、採択の立場で討論いたします。

今さっき部長の説明がありましたように、動き出して、まだ方向性としては十分見えてきておりませんが、国が人口をふやさなくちゃいけないと、子どもを産み育てやすい環境をつくるということ、そしてまた、共働き世帯に対する支援というのは、国策として、これは取り組まなければいけないことだというふうな認識を持っております。特に保育料のことで先ほど言われましたけれども、国においても、幼稚園、幼保一元化の中で徐々に無料化の方針も出されておりますので、こういった保護者の負担を軽減しながら、経済的負担を国、自治体等が負担しながらいい環境をつくるということが求められている時代だというふうに理解しておりますので、賛成といたします。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 子ども・子育て支援新制度に対する意見書の陳情に対して、採択の立場で討論します。

子どもの健やかな育ちが保障されるよということであるとか、あとは、保育の質の向上ということで、一般的な求めではあるんですけども、一方では、国が進めようとしている新制度の中では、子どもが預けられる場所の数の確保といったような、ある意味、安上がりな方向に向かう懸念もあります。そういう中では、質の向上を願うという切実な願いが込められたものを意見書として採択することは重要と考えて、採択の立場であります。

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第17号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○福祉文教委員長（近藤善人議員） 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件について、委員長は採択と裁決いたします。よって、陳情第17号は、委員長裁決によって、採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○福祉文教委員長（近藤善人議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

御審査、御苦労さまでした。これにて福祉文教委員会を閉会いたします。

午後5時17分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

福祉文教委員会

委員長